中国地方整備局「土木工事共通仕様書」の運用について

この仕様書は、国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に対して、中国地方整備局独自の仕様事項をまとめて、中国地方整備局制定「土木工事共通仕様書」としたものである。

従って、この仕様書に規定した条項は、当然国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に優先するものである。また、個々の設計書（工事）で特記しなければならない仕様事項は「土木工事共通仕様書」並びに同「運用について」の特記仕様事項を参照のうえ、もれなく記載しなければならない。

「中国地方整備局　土木工事共通仕様書　令和８年度版」

第１条（摘要）

この仕様書は、中国地方整備局の実施する土木工事の施工に適用し、国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に優先するものとする。

第２条（国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に対する訂正又は追加仕様事項）

国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。

Ⅰ　共通仕様書編・様式集

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-1-1-1 適用	3	優先事項	追-1	本仕様書及び国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。
			追-2	施工にあたり、設計図書に記号のみ示しているものについては、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」または、中国地方整備局制定「小構造物標準設計図集」により行うこと。
1-1-1-2 用語の定義	追加	ＩＣＴ活用工事における適用について	追加	１．図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された３次元データ等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
	25	情報共有システム	追加	１．当該工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること ２．受注者は、当該工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。 ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）　【要件編】【解説編】令和８年３月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所） https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/ ３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。 ４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。 ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨 ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨 ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨 ５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しな

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				ければならない。
	34	工事関係書類	追-1	受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、「土木工事書類作成マニュアル（中国地方整備局 企画部技術管理課）」によることとし、作成不要な書類作成を行わないように努めなければならない。 (参考：中国地方整備局 WEB ｻｲﾄ) ・土木工事書類作成マニュアル https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/pdf/koujidocument_manual_202403.pdf ・土木工事書類スリム化の手引き https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/pdf/koujidocument_slimdown_202403.pdf
			追-2	「長期保証」対象工事（アスファルト舗装工事、トンネル工事）における「工事関係書類等の簡素化」の試行について、以下のとおりとする。 (1) 「工事関係書類等の簡素化」の適用は工事における「長期保証制度を規定する対象範囲」とする。 (2) 「工事関係書類等の簡素化」の内容は上記適用範囲において以下の内容とする。 ① 土木工事共通仕様書に規定されている「承諾」の他、「第３編土木工事共通編 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等」に規定されている「確認」、「立会」の準備に係る工事書類の削減。 ② 上記①の「確認」「立会」(受発注者の臨場による確認行為)の削減。 (3) 「工事関係書類等の簡素化」の目的を達成するため、施工計画書の項目に「承諾」「確認」「立会」の語句を使用しない。また、施工にあたっても「確認」「立会」は行わず、自主的な施工監理に基づく工事を進め、工事関係書類を作成することを原則とする。 (4) 「工事関係書類等の簡素化」の試行を実施することにより受注者の責任が軽減されるものではない。 (5) 受注者は、「工事関係書類等の簡素化」の導入にあたっての問題点、課題等を抽出・整理することを目的としたアンケート調査等を発注者が実施する場合には協力しなければならない。
1-1-1-3 設計図書の照査等	追加	資料の貸与	追加	工事における過年度成果品の貸与については、「貸与資料ダウンロードシステム」を利用する。利用にあたっては、別途、監督職員から通知するＩＤおよびパスワードによりログインし、利用登録を行う。 なお、上記システムの利用が困難な場合は、監督職員との協議により、電子媒体等で貸与を受けるものとする。
	追加	溶接種別の確認等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成 27 年 12 月 25 日付）を踏まえて実施すること。 なお、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。 ウェブページアドレス： http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-1-1-4 ワンデーレスポンス	追加	ワンデーレスポンスの実施	追加	実施に当たって、受注者は以下の点に留意して実施すること。 (1)　受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。 (2)　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。 (3)　効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査の実施に当たって、受注者は協力するものとする。
1-1-1-5 ウィークリースタンス	追加	中国工事版ウィークリースタンスの推進策	追加	受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。 なお、不明な点等がある場合には、ウィークリースタンス相談窓口ＷＥＢサイト（https://www.cgr.mlit.go.jp/consult/index.html）を開設しており、活用すること。受注者は、本取組の実施状況について、ウィークリースタンス実施報告アンケートに入力すること。ウィークリースタンス実施報告アンケートは、上記ＷＥＢサイトにて入力すること。 ■ 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (1) 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 (2) 施工時間外の立会の設定は行わない。 (3) 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 ■ 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 (4) 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。 ■ 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。 (5) ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。 (6) 三者会議の積極的な開催を働きかける。 (7) 「土木工事書類作成マニュアル」に則り、不必要な資料は求めない、提出しない。 (8) 現地状況が異なる場合等にあたっては、受注者と遅滞なく協議・調整し、設計変更審査会を迅速に開催する。開催にあたっては現地、ＷＥＢ会議開催等により効率化を図る。 (9) 「工事一時中止に係わる運用ガイドライン（案）」に則り、適切な措置を執る。 (10) 「工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン（案）」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。 (11) 検査書類限定型工事で定める検査書類以外の項目は求めない、提出しない
1-1-1-6 施工計画書	1	一般事項	追-1	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・段階確認に関する事項 ・現場環境改善等の実施内容 ・安全・訓練の活動計画

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
			追-2	橋梁上部工・下部工等の重要構造物の施工に当たり、設計図書の読み間違えや測量の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載するものとし、施工計画に従い履行するものとする。
		河川維持工事、堤防除草作業等	追加	施工（作業）計画書の作成において、工事（作業）概要及び施工（作業）方法の記載内容に関して、工事の品質向上を目的に、河川維持管理技術者の資格を有する者に助言を受けることが出来るものとする。 受注者は、助言を受ける場合には、河川維持管理技術者を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 また、助言の内容を書面で監督職員に提出すること。 河川技術者資格登録者については、一般社団法人河川技術者教育振興機構 HP に掲載されているため参考とすること。 http://www.ree.or.jp/registration-status/ なお、助言を行う者は河川維持管理技術者を基本とするが、監督職員と協議のうえ、河川点検士の助言を受けることも可能とする。
1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録			追-1	受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督職員から確認を受ける。 (3) 「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
			追-2	受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、登録内容は入札説明書の「３．工事概要(3)工事内容」を登録すること。
			追-3	受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス（TECRIS）番号を登録すること。
			追-4	技術者の従事期間は、実工期を登録するものとする。（余裕工期を含まないことに留意するものとする。）
			追-5	工事を全面的に一時中止している期間について、発注者の承諾を受け、発注者が同一の工事において主任（監理）技術者又は監理技術者補佐に従事する場合、従事期間の変更登録をすること。
1-1-1-11 工事着手			追加	受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 (1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 (2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				⑶工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ⑷資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑸その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP)の機能を活用するものとする。また、受注者が工期設定支援システムを用いて工事工程を作成した場合、成果物として電子データで納品を受けるものとする。
1-1-1-13 施工体制台帳	2	施工体系図	追-1	施工体系図の掲示について、以下の⑴～⑷の要件を満たす場合には、書面ではなく、デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用した掲示とすることができるものとする。 ⑴　工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。 ⑵　当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること。（画面の内外は問わない。）。 ⑶　施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。 ⑷　一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。 また、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の⑵～⑷の要件に加え、以下の⑸及び⑹の要件を満たす場合にデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用した掲示とすることができるものとする。 ⑸　公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。 ⑹　施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。
			追-2	標識の掲示について、以下の⑴～⑶の要件を満たす場合には、書面ではなく、デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用した掲示とすることができるものとする。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。 ⑴　公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。 ⑵　当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。 ⑶　施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等に

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				より画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。
	3	名札等の着用	追加	受注者は、工事現場内において、名札もしくは、ＣＰＤＳ技術者証を着用させるものとする。（上記内容が明確になれば名札にはこだわらない。） なお、現場での立場（監理技術者等）が明確になるよう留意すること。
1-1-1-14 受発注者間の情報共有	追加		追-1	設計者、施工者及び発注者が一堂に会する会議（以下、「三者会議」という。）は、発注者が主体となって、工事を設計したコンサルタント及び工事施工業者が参加し、施工計画の内容が、技術力活用による品質向上・ライフサイクルコストの縮減、工事工期の短縮等に考慮し、総合的なコスト縮減や品質確保の観点で作成されているかのチェック及び施工後の効果の検証を行うものである。 なお、発注者が主体（発注者が議事進行、議事録作成を行い、三者間での情報共有を図る）で行い、開催の詳細については別途通知する。
			追-2	三者会議は受注者の申出により開催することができるものとする。ただし、発注者が三者会議の開催が可能と判断した場合に限る。
			追-3	円滑あるいは早急に三者会議を開催する必要がある場合は、その内容、受注者の要望等を踏まえ、参加人数規模を縮小した開催（ミニ三者会議）や、電子メールによる文書での共有、web 会議等について、発注者の判断により行うことができる。
1-1-1-16 調査・試験に対する協力	3	諸経費動向調査	追加	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、監督職員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 なお諸経費動向調査は、公共土木工事における諸経費の実態を把握し、現行土木工事標準積算基準の諸経費率が実態に合っているかどうかを検証し、乖離が見られれば率式等を改定することを目的に実施するものである。
	4	施工合理化調査等	追加	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督職員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>するための調査である。</td></tr>
<tr><td></td><td>5</td><td>低入札価格調査</td><td>追-1</td><td>予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の「施工中の低入札受注工事重点調査」を２箇月に１回の頻度（当該工事の契約期間内）で応じるものとする。
(1)　受注者は、「入札時の低入札価格調査（重点調査）からの継続調査項目」の比較表、及び「施工計画書」「施工体制・安全管理の取り組み状況」「日常の出来形管理、品質管理の実施状況」を確認できる資料・写真等の工事検査時と同様の資料作成を行い、発注者に提出するものとする。
(2)　受注者は、提出した上記(1)の資料等について、調査を実施する者（監督職員等）による内容確認の書面調査及び現場調査に応じるものとする</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-2</td><td>予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として工事コスト調査に協力しなければならない。
工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし中国地方整備局(分任官工事の場合は該当事務所)のホームページにより公表する。
<table>
<tr><th>資料名</th><th>内訳</th></tr>
<tr><td>低価格理由とその詳細</td><td>当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料</td></tr>
<tr><td>比較表－１</td><td>積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－２</td><td>積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－３</td><td>元請の手持ち資材の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－４</td><td>元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－５</td><td>手持ち機械の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－６</td><td>労務者確保計画の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－７</td><td>工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>比較表－８</td><td>建設副産物の搬出の当初と実績の比較表</td></tr>
<tr><td>諸経費動向調査（工事費）</td><td>元請、下請の工事費内訳書</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-3</td><td>（※予定価格１億円以上の工事を対象とする）
当該工事が予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は次の各号の措置を行うものとする。
(1)　低入札価格調査制度調査対象工事になった場合は、発注者が監督業務の補助として工事現場にモニターカメラを設置し、工事全体の施工状況を把握するものとする。
(2)　監督職員から必要に応じ不可視部分の出来形管理についてビデオ撮影等の指示があった場合にはすみやかに従うものとする。また、検査時及び監督職員が提出を求めた場合には、これを提出するものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td>NETIS</td><td>追加</td><td>(1)　受注者は工事の施工に先立ち、新技術情報提供スキーム（NETIS）等を用いて当該工事の主要な工種について、新技術の適用の検討を行うこと。
(2)　請負契約締結後に新技術情報提供スキーム（NETIS）等を用いて当該工事へ新技術の適用を提案する場合は、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」(以下「NETIS 実施要領」という)3.3.3.4 施工者選定型(請負契約締結後提案の場合)に基づき、監督職員に新技術活用計画書を提出すること。
(3)　総合評価方式における技術提案として、当該工事へ新技術の</td></tr>
</table>

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				適用を提案し、受理された場合は、「NETIS 実施要領」3.3.3.3 施工者選定型(総合評価方式における技術提案の場合）に基づき実施すること。 (4)　「NETIS 実施要領」に基づき、新技術を活用した場合は、当該新技術施工後速やかに、必要な調査表を「NETIS 機能操作マニュアル(オンライン活用効果調査表作成)」に基づき、作成・提出すること。（ただし、提出不要の新技術を除く） (5)　上記、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」、「NETIS 機能操作マニュアル(オンライン活用効果調査表作成)」については、以下のウェブページに掲載されている。 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS
	追加	レディーミクストコンクリートの品質管理		１．監督職員が実施する品質確認試験 当該工事に以下の①～⑥に該当するコンクリート構造物が含まれる場合、監督職員が実施するレディーミクストコンクリートの品質確認試験の対象工事とする。 ①　高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ②　内空断面積２５m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ③　橋梁上・下部工 ④　高さが３m以上の堰・水門・樋門 ⑤　砂防堰堤 ⑥　その他監督職員が必要と認めた構造物 受注者は、下記の項目の試験に協力すること。 ・空気量試験 ・塩化物含有量試験 ・圧縮強度試験用供試体作製（3 本） ２．中国技術事務所が実施する品質確認試験 当該工事が、中国技術事務所が実施するレディーミクストコンクリートの品質確認試験の対象となった場合は、試験に協力すること。
1-1-1-17 ～ 1-1-1-19		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追-1	設計変更等については、工事請負契約書第１８条～第２５条及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-16～1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案)」（国土交通省中国地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案)」（国土交通省）によることとする
		設計変更審査会	追-2	設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的とし、設計変更の内容等について発注者と受注者で組織する審査会として「設計変更審査会」を設置している。 原則、全ての工事（ただし、簡易な工事及び数量の精算などが変更内容の工事を除く）を対象に、施工方法、工事の一時中止期間の費用、契約変更の内容等について円滑な設計変更協議のため、必要に応じて設計変更審査会を活用することができるものとし、原則 1 回以上開催するものとする。 なお、設計変更審査会の活用にあたっては、監督職員と協議するものとする。
1-1-1-18		契約内容の変更手続きの書	追-3	工事請負契約書第 19 条（設計図書の変更）の規定に基づく、設計図書の変更・工期若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から書面による指示又は協議を交わしたもののみを対象とする。これ以外

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
		面化の徹底		の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 　また、受注者は主任監督員又は監督員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料するときは、当該監督員等を経由せずに、支出負担行為担当官（分任官工事は分任支出負担行為担当官）へ書面でその旨を報告できるものとする。 　なお、事務所副所長（技術）等を相談窓口としているので、活用されたい。
			追-4	受発注者間の協議により、工事請負契約書第１８条第１項に基づき設計変更するために必要な資料の作成について、同条第４項で発注者が行うものとする資料の全部または一部の作成を受注者が合意した場合に限り、発注者は具体的な指示を行うものとする。なお、設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。 　発注者は引渡前においても、上記指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料（成果物）の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
		第三者による適正性チェック（試行）	追-5	当該工事が支出負担行為担当官が発注する工事の場合、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。ただし、緊急性が高い災害復旧工事は除く。 　試行工事では、大幅な増額変更等の契約変更手続きに際し、発注者と受注者以外の第三者（受発注者以外の視点で意見聴取できる者）から意見を聴取することとし、詳細は以下のとおりとする。 （１）　意見聴取の対象 　意見聴取の対象は、以下の①～③のいずれかに該当する場合とする。 　①　変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの 　②　工事区分の追加 　③　工事場所の追加 （２）　意見聴取の内容 　（１）に関して、大幅な増額変更等の適正性を確認する視点で、以下について意見聴取する。 　・変更理由の確認 　・工事を追加する場合には、既契約の工事内容と分離して施工することが著しく困難か否か（一体性）の確認 　なお、意見聴取を実施する際の資料は、設計変更審査会等の既存資料を極力活用し、受発注者双方に過度な負担とならないようにすること。 （３）意見聴取のタイミング 　設計変更（契約変更の手続きの前に変更内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。以下同じ。）の前に実施するものとする。なお、当該工事の工程に影響が出ないように受発注者間で十分に協議しなければならない。 （４）意見聴取結果の公表 　「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成 13 年3月 30 日付け国官会第 1429 号、国官地第 26 号）に基づき公表する「契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由」に第三者の意見聴取を実施した旨を

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				記載する。 （５）フォローアップについて 本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、アンケート調査等のフォローアップを実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。
1-1-1-19 工期変更		時間外労働上限規制	追-6	受注者は、時間外労働上限規制を踏まえ、適切な現場管理に向けた施工計画の見直しにより、受注者の責に帰すことができない事由により工期変更の必要がある場合には工事請負契約書第 22 条の規定に基づき、監督職員と協議するものとする。
1-1-1-20 支給材料及び貸与品		支給材料及び貸与物件	追加	貸付建設機械への受注者名の標示について 発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業(工事)及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。 (1) 対象作業（工事）及び業務：発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務（災害時などの緊急を要する作業(工事)及び業務は除く。） (2) 対象建設機械：受注者に貸与する国土交通省所有の建設機械（路面清掃車、除雪機械、パトロールカー及びこれに類する貸与機械）
1-1-1-22 建設副産物			追-1	受注者は、舗装切断作業の際、施工機械から発生する廃棄物について、適正に処理すること。
			追-2	受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、決定するものとする。
1-1-1-25 済部分検査等		出来高部分払方式		当該工事が契約図書において「出来高部分払方式」を採用している場合、当該工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。 https://www.mlit.go.jp/tec/content/001359315.pdf
1-1-1-27 施工管理	3	表示板の設置	追加	「第１次国土強靱化実施中期計画」工事（実施期間：令和８年度～令和１３年度）については、標示板の工事種類について「第１次国土強靱化実施中期計画」と標記すること。なお、標記内容については監督職員からの通知に基づき図 1-1-1 を参考とすること。

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				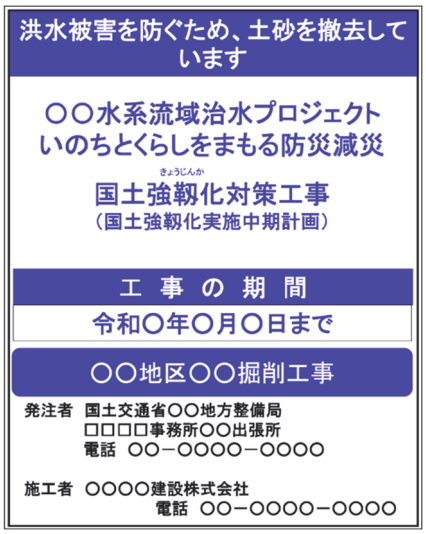 図 1-1-1　標示板の例
	8	記録及び関係書類	追加	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について 　デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 　本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行うことができる。また、小黒板情報電子化を実施しない工事写真については、監督職員の承諾を得ることとし、対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。 (1)対象機器の導入 　受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 （URL：https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。 　なお、使用機器の事例を以下に示す。 　デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア， 　（一社）施工管理ソフトウェア産業協会， 　<https://www.jcomsia.org/kokuban>. ※　ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない (2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 　受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和８年３月）「2-2 撮影方法」による。 　ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑶小黒板情報の電子的記入の取扱い
本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(案)（令和８年３月）及びデジタル写真管理情報基準(令和５年３月)に準ずるが、⑵に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準(案)（令和８年３月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準(令和５年３月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。
⑷小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品
受注者は、⑵に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。
なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい
【チェックツールの事例】
信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会, <https://www.jcomsia.org/kokuban>.
※　ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</td></tr>
<tr><td></td><td>10</td><td>工事情報共有化</td><td>追加</td><td>⑴　受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員に¥連絡すること。
⑵　受注者は、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等について、監督職員に確認する。
⑶　受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者及び監督職員に連絡を行い適正な処置を行う旨
③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると受注者若しくは監督職員が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨</td></tr>
<tr><td>1-1-1-30
工事関係者に対する措置請求</td><td>2</td><td>技術者に対する措置</td><td>追-1</td><td>一般土木工事（とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事又は水道施設工事の各単体工事を除く）の、契約書第１０条第１項第２号の規定により設置する主任技術者は、下表の契約予定金額の区分に応じ下欄に定めるいずれかの資格を有するものでなければならない。
<table>
<tr><th>契約予定金額</th><th>主任技術者</th></tr>
<tr><td>１億6000万円以上</td><td>次のイ又はロに掲げる者</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				<table><tr><td></td><td>イ　建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。</td></tr><tr><td>4500 万円以上 1 億 6000 万円未満</td><td>イ　建設業法による技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ　上掲ロに掲げる者。</td></tr></table> 建設業法…昭和 24 年　法律第 100 号 技術士法…昭和 32 年　法律第 124 号
			追-2	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査制度対象工事においては、契約の相手方が中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で入札日を起算日として過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、求める配置予定技術者の基準に定める要件（同種工事の経験を除く。）と同一の要件を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。 なお、当該技術者が現場代理人を兼務することは認めない。 さらに、予定価格１億円以上の工事については、監理(主任) 技術者が現場代理人を兼務することは認めない。 (1)　７０点未満の評定点を通知された者 (2)　発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等は除く。)又は損害賠償を請求された者 (3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者 (4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者 なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。 また、当該技術者の氏名その他必要な事項については、低入札価格調査制度による調査時に確認するものとし、当該技術者を配置できないにも係わらず入札した場合においては、落札者としない。 また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官（分任官工事は分任支出負担行為担当官）に通知することとする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
			追-3	主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の途中交代を認める条件 以下の条件を満足し、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）が途中交代しても支障が無いと総括監督員が認める場合に、監理技術者等の途中交代を認めるものとする。ただし、原則として同一年度内に複数回の交代は認めないものとする。 なお、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。 ⑴交代の理由 次の①～⑤のいずれかに該当すること。 ① 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき。 ② 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期 を経過したとき。 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の 現場が移行するとき。 ④ 工事が概ね完了したと認められるとき。 ⑤ 主たる工種の工事が完了したとき。 ⑵資格及び工事実績 原則として、後任監理技術者等の資格及び工事実績が前任監理技術者等と同等以上であること。 また、⑴ ⑤について、交代後の監理技術者等は残る工事の主な工種の施工実績を有する技術者とする。 なお、止むを得ず前任監理技術者等と同等以上の資格及び工事実績を有する監理技術者等を配置できない場合は、監督職員は、受注者に対して、適正な履行が確保できる施工体制の強化、改善措置を求める「改善指示」を工事打合せ簿にて行うものとする。 その場合、受注者は適正な履行が確保できる施工体制の強化、改善措置については監督職員に承諾を得て実施しなければならない。 ⑶引継ぎ(死亡等、引継ぎ困難な場合を除く) 継続的に業務遂行できるように、前任・後任双方の監理技術者等を重複配置し、引継ぎを行うこと。 引継に必要な期間は、１年以内の工期の工事については７日間程度、１年を越え２年以内の工期の工事については１４日間程度、２年を越える工期の工事については１ヶ月間程度を目安とする。
			追-4	工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
		専任特例２号の配置	追-5	１．建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号」という。）の配置が可能な工事は、分任官工事を対象とする。

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				２．当該工事において、専任特例２号の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。 （１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号に求める技術検定と同じであること。 （３）監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （４）同一の専任特例２号が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。） （５）専任特例２号が兼務できる工事は、施工場所が特記仕様書に示す市町村内の工事でなければならない。 （６）専任特例２号は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 （７）専任特例２号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 （９）当該工事が維持工事※の場合、専任特例２号が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。 （※「維持工事」とは通年維持工事等（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。） ３．当該工事の監理技術者が専任特例２号として兼務する事となる場合、前項（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。 ４．当該工事において、専任特例２号及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。
1-1-1-31 工事中の安全確保	6	架空線等事故防止対策	追加	受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入り口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。 ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。
	10	現場環境改善費	追-1	現場環境改善等の実施については、以下のとおりとする。 (1) 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。 よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				⑵　現場環境改善等の実施にあたっては、下記の１）～４）の項目毎に１項目程度を実施するものとする。（各項目の①～④は実施する内容の例） ⑶　現場環境改善等の具体的な内容・実施時期については、工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定後、施工計画書に記載するものとし、監督職員は実施状況について確認すること。 １）仮設備関係 ①昇降設備の充実 ②環境対策の充実 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減 ２）営繕関係 ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） ②労働者宿舎の充実 ③現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） ④衛生設備・厚生施設の充実 ３）安全関係 ①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策 ４）地域連携 ①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ④　現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
			追-2	快適トイレの導入について ⑴内容 受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ①　洋式（洋風）便器 ②　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ③　臭い逆流防止機能 ④　容易に開かない施錠機能 ⑤　照明設備 ⑥　衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 ⑦　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧　入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ⑨　サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） ⑩　鏡と手洗器 ⑪　便座除菌クリーナー等の衛生用品

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				【推奨する仕様、付属品】 ⑫　室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ⑬　擬音装置（機能を含む） ⑭　着替え台 ⑮　臭気対策機能の多重化 ⑯　室内温度の調整が可能な設備 ⑰　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） ⑵ＮＥＴＩＳ登録された快適トイレの取扱い ＮＥＴＩＳ登録された快適トイレを使用する場合は、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領の 3.3.3.1 発注者指定型⑶5に基づき、活用効果調査を行うものとする。 ⑶その他 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の適用除外とすることができる。
	11	定期安全研修・訓練等	追加	（※本官工事において適用する） 安全に関する訓練の実施にあたっては、安全意識の高揚及び事故の未然防止、事故発生時の迅速な対応を図るため、受注者において月当たり半日以上の頻度で実施することとしている安全訓練のうち、1 回以上を実践的情報伝達訓練に充てるものとし、実施内容を記録した資料を整備し、監督職員に提示するものとする。
	16	安全衛生協議会の設置	追加	当該工事の請負箇所に隣接して別途工事が発注している場合、労働安全衛生法第 30 条第２項の規定に基づく同条第１項の措置を講ずべき者、また、隣接する工事及び今後発注する工事については、別途監督職員より受注者へ通知する
	追加		追-1	供用中の道路上の橋梁架設にあたっては、次の各号により一層の安全確保を図るものとする。 ⑴　橋梁架設に係る仮設構造物（基礎部分を含む。）（以下単に「仮設構造物」という。）については、設計及び施工の各段階で、工事の条件を踏まえ適切な荷重を設定したうえで、支持、転倒、滑動等に対して安全であることを十分に確認するものとする。 また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。 ⑵　仮設構造物についてはその変位など安全管理上必要な項目について常時計測を行うとともに、計測結果を十分に確認するものとする。 また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。 なお、変状が認められた場合には、直ちに架設作業を中止するとともに、緊急を要する場合には直ちに応急措置（通行規制を含む）を取るとともに、その措置内容を監督職員に連絡しなければならない。 ⑶　橋桁が橋台又は橋脚への据え付けを完了していない状態で供用中の道路の上空に架かっている場合には当該橋桁の移動を行わない期間においても、その影響範囲について、関係機関と協議のうえ道路の通行規制を行うこととし、その規制方法を施工計画

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				書に記載しなければならない。ただし、落下防止のために当該橋桁を固定している場合（仮設構造物への固定は対象としない。）はこの限りではない。
			追-2	施工の安全確保について 建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。 (1)　現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。 (2)　安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。 (3)　安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。 　また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。
			追-3	受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。 (1)「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書の提出 　受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として「様式施－４」及び「様式施－５－１」、「様式施－５－２」に記入し、監督職員に提出すること。 　また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 　なお、「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の７日前までに提出すること。 ※　公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・ＮＴＴ・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。 (2)公益占用物件所有者との調整 　受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。 ①　調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議すること。 ②　埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				③　試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 ④　試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。 (3)監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 (4)安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 (5)点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督職員に報告すること。
		UAV 等を使用する際の安全面への配慮について	追-4	受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・令和５年６月）に基づいて UAV 等を使用すること。
		剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止	追-5	当該工事において剥離剤を使用する作業における労働災害防止について、厚生労働省より「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和４年５月 18 日付け基安化発 0518 第１号）」に労働者の健康障害防止対策を１本の通達にまとめられているので、適切に履行すること。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html
1-1-1-34 事故報告書			追-1	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員の指示により報告書作成の対象となる場合においては、原則として下記ＵＲＬにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指定する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ別途提出するものとする。 建設工事事故データベース　ホームページアドレス https://sas.hrr.mlit.go.jp/
		工事等の履行中における熱中症の報告	追-2	受注者は、工事の施工中に熱中症により医療機関に搬送があった場合には、直ちに監督職員に様式施－２７により報告すること。
1-1-1-34 環境対策	8	低騒音型・低振動型建設機械	追加	「一部機種の調達が不可能な場合」とは、以下のように供給側に問題があり、低騒音・低振動型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 (1)　事務所管内の市町村にあるリース業者に低騒音・低振動型建設機械の在庫がない。 (2)　地方整備局管内のメーカーの販売店から低騒音・低振動型建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。

【第１編　共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
	9	特定調達品目	追加	特定調達品目について、使用箇所等が設計図書に定められている場合において、記載品目に替わる資材・建設機械若しくは工法を使用する場合、及び東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。 調達実績の集計結果は、別紙様式に記載し、工事完了後に電子データにより監督職員に提出すること。
1-1-1-37 交通安全管理				(1) 現道工事における安全施設の配置は、別紙１「現道工事における保安施設配置図(案)」を標準とする。なお、距離表示を示す予告看板は、現地の状況に合わせ適正に配置すること。 (2) 現道工事における安全施設については、修繕、塗装、清掃等の適正な管理を行い、道路利用者が容易に視認できるように努めること。 なお、各県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、１名以上の交通誘導警備検定合格者（１級または２級）を配置すること。 また、その他の交通誘導警備員についても、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置するものとする。
		資格		資格要件
		交通誘導警備検定合格者（１級及び２級）		警備業法第２３条に定める検定（交通誘導警備）に合格したもの
		交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等		・ 警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受けているもの ・ 警備業法における指定講習を受講したもの
		適正な交通誘導	追-2	片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じバランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導警備員を配置すること。尚、配置については、監督職員と協議するものとする。
		交通誘導警備員の配置計画	追-3	現道上の作業においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。なお、記載する項目は下記のとおりとする。 (1)交通誘導警備員の配置計画 (2)渋滞状況等の点検方法 (3)片側交互交通規制による渋滞長の偏り対策 (4)隣接工事との交通対策 (5)渋滞等の緊急時の対応方法 なお、上記に伴い、特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
		交通誘導システム等の活用	追-4	受注者は、交通誘導員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導員の確保が困難な場合、映像解析ＡＩによる交通誘導システムなど（以下、交通誘導システム等）の採用について、安全性や経済性、地域の実情を協議することができる。 なお、上記に伴い、特別な費用が必要な場合は、追加で必要となる費用について監督職員と協議するものとする。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
		自動車専用道路における規制標識（設置時・撤去時）について	追-5	受注者は、自動車専用道路における交通規制のための規制標識設置時及び撤去時において、交通誘導警備員並びに作業員の安全を確保するため、以下の措置を講じること。 (1) 安全施設の設置は、別表１「現道工事における保安施設配置図（案）」を標準とするが、現場の実状により路肩幅員が狭く、安全に設置する事が困難な場合は、非常駐車帯又は路肩幅員の広い箇所への配置を検討し、警察（高速隊）と協議すること。 (2) 規制標識の設置時及び撤去時は、規制標識設置箇所の直近（車両の進行方向手前）の非常駐車帯に規制車（標識車）を配置し、通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。 (3) 規制標識の設置時及び撤去時、並びに規制標識設置箇所から移動する際には、１名以上の交通誘導警備員が通行車両に正対して常に監視を行い、旗等により通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。また、不測の事態が発生した場合には、笛等を用いて他の交通誘導警備員及び作業員に危険を知らせること。 (4) 規制標識の設置及び撤去作業は、常に風向き及び通過車両の風圧に留意し、不測の動揺を防止するため、２人以上で作業すること。 (5) 交通規制の準備時及び解除時においても、規制車（標識車）による表示を行い、通行車両への注意喚起を行うこと。
	14	通行許可	追加	(1) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 (2) 施工計画書に記載する運搬計画は、運送会社等が道路法第４７条の２に基づく通行許可を得ている運搬経路と同じでなければならない。
1-1-1-40 官公庁等への手続等			追加	受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。(維持工事等を除く) また、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。
1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償	6	建設業退職金共済制度の履行	追-1	受注者が建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」と言う）の事業者登録を行っている場合、当該工事について①～③のＣＣＵＳ登録情報を監督職員に報告すること。 ①下請負人を含めた登録の有無（電子申請） ②下請負人を含めた施工体制登録の有無（電子申請） ③就業履歴が蓄積可能な環境の有無
			追-2	受注者は、工事完成時、監督職員に掛金充当実績総括表（建退共様式第 031 号）提示し、当該総括表の記載内容を踏まえ、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を受けなければならない。 電子申請方式で当該工事におけるＣＣＵＳの利用状況が低い場合は、必要に応じて附属書類として『掛金充当書』や『被共済者就労状況報告書（建退共事務受託様式第４号)』(以下、「就労状況報告書」と

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				いう。）の提示を求める場合が有る。なお「ＣＣＵＳの利用状況が低い」とは、ＣＣＵＳ就業履歴数を労働者延べ就労日数で割った数値が１／２未満のことを言う。 証紙貼付方式の場合は、必要に応じて工事別共済証紙受払簿（建退共様式第 032 号）等の附属書類の提示を求める場合が有る。
1-1-1-46 臨機の措置	2	天災等	追加	(1)大規模災害時等における災害応急対策活動 大規模災害時等において、災害応急対策活動を要請する場合がある。
1-追加		法定外の労災保険の付保	追加	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
1-追加		無人航空機を使用する際の情報流出防止	追加	(1) 工事において、無人航空機を使用する場合には、以下のア及びイに掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。 ① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。 ② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。 (2) 前記(1)の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。
1-追加		契約後 VE	追加	(1)定義 「契約後ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案をいう。 (2)契約後ＶＥ提案の範囲 契約後ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち以下の提案を除くものを対象として、請負代金額の低減を伴うものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延期等の施工条件の変更を伴う提案。 ② 工事請負契約書第１８条（条件変更等）に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 (3)契約後ＶＥ提案書の提出 受注者は、前項の契約後ＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項を契約後ＶＥ提案書(土木工事共通仕様書 様式契-15 から 18)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容と、契約後ＶＥ提案の内容の対比及び提案理由。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				②　契約後ＶＥ提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ③　契約後ＶＥ提案が採用された場合の、工事代金額の概算低減額及び算出根拠。 ④　発注者が別途発注する関連工事との関係。 ⑤　工業所有権等の排他的権利を含む契約後ＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項。 ⑥　その他、契約後ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。 発注者は、提出された契約後ＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 受注者は、前記(2)の契約後ＶＥ提案を契約の締結日より、当該契約後ＶＥ提案に係る部分の工事に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。 契約後ＶＥ提案の提出費は、受注者の負担とする。 (4)契約後ＶＥ提案の審査 契約後ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断される物について評価する。 (5)契約後ＶＥ提案の採否（評定）等 ①　発注者は、契約後ＶＥ提案の採否については、原則として、契約後ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期限を延期することができるものとする。 ②　また、提出された契約後ＶＥ提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。 ③　発注者は、契約後ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。 ④　発注者は、契約後ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 25 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑤　前記④の変更を行う場合においては、契約後ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という）を削減しないものとする。 ⑥　契約後ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、前記⑤のＶＥ管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責めに帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者で協議して定めるものとする。 (6)契約後ＶＥ提案の活用と保護 契約後ＶＥ提案の採否（評定）の結果、当該契約後ＶＥ提案の活用が効果的と認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。 ただし、その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。 (7)責任の所在 発注者が契約後ＶＥ提案を適正と認め採用し、設計図書の変更を行った場合においても契約後ＶＥ提案を行った受注者の責任が否

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				定されるものではない。
1-追加		生産性向上チャレンジ工事	追加	（1）試行の実施 当該工事が営繕（土木営繕含む）、電気通信機械設備工事、機械設備工事以外の工事は、原則、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事とする。 （2）試行の内容 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。 本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
1-追加		六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験	追加	当該工事が「セメント及びセメント計固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」の表－１の工種が含まれている場合、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果(計量証明)を監督職員に提出するものとする。 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000137.html それぞれの試験の対象工種及び件対数は特記仕様書によるものとする。 なお、試験方法は上記実施要領（案）によるものとする。ただし、検液の作成にあたっては、「土壌汚染に係る環境基準について」」（平成３年８月23日環境庁告示第46号）の一部改正（平成30年９月18日環境省告示第77号。平成31年４月１日施行）に伴い明確化された検液の作成方法によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
1-追加		家屋調査	追加	当該工事で家屋調査を実施する場合、用地関係業務委託の「用地調査等業務共通仕様書(案)」に基づき調査を実施し、家屋調査の成果物を提出するものとする。 発注者は引渡前においても、家屋調査の成果物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。
1-追加		競争参加資格確認申請書の施工計画書への反映	追加	受注者は、競争参加資格確認申請書において申請した事項について、工事着手前に提出する施工計画書に反映させるものとする。 なお、正当な理由が無く受注者の責により、競争参加資格確認申請書で申請した事項が履行されなかった場合、入札説明書に示したとおり工事成績評定点から減点する。
1-追加		詳細設計付工事発注方式		受注者は、当該工事が「詳細設計付工事発注方式」の場合、工事の実施に先立ち、設計図書で示した詳細設計を実施すること。 （1）詳細設計の実施について ①管理技術者及び照査技術者の資格は、特記仕様書【詳細設計】によるものとし、契約締結後、受注者は資格が確認できる資料を提出し、監督職員の確認を受けねばならない。 ②受注者自ら詳細設計を行う場合、成果品提出にあたり、第三者（提出時に中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係設計コンサルタント業務に係る競争参加資格を有するもの）によ

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				る照査を実施すること。 ③詳細設計にあたっては、土木設計業務共通仕様書(案)に準じるが、第 1128 条(再委託)の適用除外とする。ただし、受注者から再委託を受けている協力者は第 1128 条の適用を受けるものとする。 ④受注者は、当該工事の施工にあたり、施工に必要な設計が完了した時点(工種や工区単位等の部分完了含む) で、監督職員と成果物について協議しなければならない。発注者は、成果物の内容を十分に確認した後、工事施工のための指示を行わなければならない。 （2）主任（監理）技術者の専任について 詳細設計中かつ現場に着手していない期間は、主任（監理）技術者の専任は要しない。 （3）引渡前の成果物の使用 発注者は引き渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
1-追加		処分等未決定会社に対する監督及び検査の扱いに関する試行について	追加	１．目的 受注者が粗雑工事等を国土交通省として覚知しているものの、監督処分等の措置が未決定の会社（以下、「処分等未決定会社」とする。）に該当する場合、発注者は必要に応じて監督及び検査を重点的に行い、公共工事の適切な品質確保を図ることを目的とする。 ２．定義 (1)「粗雑工事等」とは、地方整備局等が発注した工事のほか、特殊法人等及び地方公共団体が発注した工事並びに民間工事等において、元下請の立場に関わらず、受注者の責めに帰する以下の各号のいずれかに該当する事案が発生したものをいう。 一 粗雑工事 二 建設業法違反の対象となり得る事案 三 不正又は不誠実な行為 四 その他前各号に類する事案 (2)「処分等未決定会社」とは、粗雑工事等は発生しているものの、その全容把握や原因究明に時間を要する等により、監督処分等の措置の履行に至っていない会社をいう。 ３．対象とする工種、期間等 (1) 対象とする工種は、処分等未決定会社が履行する工事の全工種を対象とすることを基本とし、粗雑工事等の内容に鑑み、工種の特定が可能な場合は該当する工種（土木工事工種体系ツリーのレベル２に相当）のみを対象とすることができる。ただし、資格取得の虚偽申請等該当する工種が特定できない場合はこの限りではない。 (2) 監督及び検査を重点的に行うことができる期間は、粗雑工事等を国土交通省として覚知して以降、発注者が定めた期間までとする。 (3) 履行している工事の施工体制台帳において、下請の立場で処分等未決定会社が確認された場合、受注者に重点的な施工監理を要請それた場合、前二項を準用するものとする。 ４．重点的な監督及び検査の実施について 重点的な監督及び検査の実施にあたっては、以下の各号を実施するものとする。 (1) 対象工種について、「土木工事監督技術基準（案）」の範囲内で段階確認の頻度を増やす等により監督を重点的に実施する旨を

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				受注者と書面等で協議する。 ⑵ 当該工事の監督職員または総合的に指導監督する立場の職員は、他の通常の工事よりも高頻度に臨場し、施工体制点検を実施する。 ⑶ 当該工事が分任官工事のものについて、各地方整備局等の本局検査官が検査を実施する。 ⑷ 処分等未決定会社が「請負工事成績評定結果取扱細則」に基づく工事成績優秀企業の場合には、同細則「３．認定優秀企業に対する措置」の「中間技術検査の減免」は適用しない。 ⑸ その他前各号に類する監督及び検査行為

【第１編　共通編　第２章　土工　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-2-2-1 適用とすべき諸基準			追加	自然由来の重金属等の対応にあたっては、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）（令和 5 年 3 月 29 日）建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改定委員会」によるものとする。
1-2-3-5 法面整形工			追-1	築堤表面に行う土羽土、覆土については堤防盛土と同様に水平転圧、削取り整形を基本とし、堤防盛土の締固密度を満足するものとする。 なお、やむを得ず築立土羽整形による場合においても、堤防盛土の締固密度を満足するよう入念に施工すること。
			追-2	整形後に雨水等により崩壊が起こらないよう、排水が良好に行われるようにしなければならない。
			追-3	盛土法面整形の品質管理頻度については、出来形管理基準及び規格値「法面整形工（盛土部）の厚さ管理」と同じとする。なお、詳細な確認箇所については、施工計画書に記載すること。
			追-4	土羽土の場合、盛土法面整形の品質管理頻度については、1 施工箇所あたり 1 箇所以上とすること。なお、詳細な確認箇所については、施工計画書に記載すること。
1-2-4-4		路床盛土工	追加	当該工事で舗装まで施工する場合、路床施工後、200m に 1 箇所を標準とし、ＣＢＲ試験を行い監督職員に提出すること。

【第１編　共通編　第３章　無筋、鉄筋コンクリート　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-3-2 適用すべき諸基準	2	許容塩化物量	追加	(4)コンクリート中の塩化物総量規制 ①現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする 【1】トンネル覆工コンクリート （鉄筋で補強されたものは除く） 【2】舗装コンクリート （鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く） 【3】消波・根固ブロック 【4】小構造物
		土木コンクリート構造物の品質管理	追－1	(1)テストハンマーによる強度推定調査 調査結果は、テストハンマーによる強度推定調査票（様式参－13）に記入し、監督職員に提出すること。なお、橋梁上部工の対象範囲には、橋梁付属物（高欄、地覆、縁石等）は含まない。
			追－2	(2)ひび割れ調査 調査結果は、ひび割れ調査票（様式参－14）に記入し、監督職員に提出すること。なお、橋梁上部工の対象範囲には、橋梁付属物（高欄、地覆、縁石等）は含まない。
			追－3	(3)微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定 新設のコンクリート構造物のうち、橋長 30m 以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事におけるコンクリートの強度測定については、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（H30.10.24）によること。 なお、本手法によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号、平成13年3月29日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。
			追－4	(4)非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定 新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25 ㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）におけるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（H30.10.24）によること。
1-3-3-1 一般事項 （ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）			追加	ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの配合は、契約書又は特記仕様書に定めのある場合を除き下記のとおりとする。 なお、下表の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を監督職員の承諾を得て使用することができる。

【第１編　共通編　第３章　無筋、鉄筋コンクリート　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項

使用区分	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ ※注１ cm	呼び強度 N/mm²	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要
１号	40	8	18	－	60	4.5±1.5	高炉Ｂ	無筋構造物
２号	20 又は 25	12	24	－	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	鉄筋構造物
３号	20 又は 25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉Ｂ	場所打杭（深礎杭を除く）
４号	40	5	18	－	60	4.5±1.5	高炉Ｂ	砂防ダム

※注１ 荷卸の目標スランプ

				現場打ちの鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値の変更が必要な場合は監督職員と協議すること。
1-3-3		コンクリートの耐久性向上施策	追加	(1)コンクリート中の塩化物総量規制 ①現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。 【１】トンネル覆工コンクリート （鉄筋で補強されたものは除く） 【２】舗装コンクリート （鉄筋やＰＣ鋼材で補強されたものは除く） 【３】消波・根固ブロック 【４】小構造物
1-3-7-1 (鉄筋工)		一般事項	追加	エポキシ樹脂塗装鉄筋の仕様は、（社）土木学会「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針〔改訂版〕」による。
1-3-7-4 (鉄筋工)		組立て	追加	建設現場において、デジタル技術を活用した鉄筋出来形の計測及び遠隔による立会等を行うことで省人化・省力化を図るめ、『デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）』を活用する事ができる。 国土交通省大臣官房技術調査課　デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）（令和５年７月） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001619475.pdf
1-3-8-4		取外し	3 追加	型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

【第１編　共通編　第３章　無筋、鉄筋コンクリート　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-3-16		水抜き工	追加	コンクリート擁壁の排水孔（硬質塩化ビニールVU管）は7㎡当たり1ヶ所を標準とし、孔の大きさは呼び径150を標準として設置すること。 なお、排水孔には土砂流出防止網（ANマット300×300溶着型と同等品以上）を設置すること。

【第２編　材料編　第２章　土木工事材料　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td>2-2-2-6
ぐり石</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>ぐり石を、基礎材及び裏込材として使用する場合はクラッシャーラン等の目潰を加えるものとする。</td></tr>
<tr><td>2-2-2-7
その他の砂利、砕石、砂</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。試験方法は、平成３年８月２３日環境庁告示第４６号に基づくものとし、土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の試験を行うものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追加</td><td>フィルター層用材料(再生砂)の粒度は下記のとおりとする。
<table><tr><th>項目</th><th>規格値</th></tr><tr><td>75μmふるい通過量</td><td>6%以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2-2-6-1
セメント及び混和材料</td><td>追加</td><td>無収縮モルタル</td><td></td><td>無収縮モルタルの配合は以下のとおりとする。
1m3当り
<table><tr><th>名称</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>無収縮剤</td><td>セメント系プレミックスタイプ</td><td>kg</td><td>1,875</td><td></td></tr><tr><td>水</td><td></td><td>L</td><td>338</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2-2-7-1
一般事項（セメントコンクリート製品</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>(1)　コンクリートブロックの使用にあたっては、「よう壁など土木用コンクリートブロックの確認方法」によるものとする。
(2)　コンクリートブロック以外のコンクリートプレキャスト製品を使用する場合は、「プレキャスト製品の確認要領」によるものとする。</td></tr>
<tr><td>2-2-12-1
道路標識</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>標識板は、アルミ製とし板厚は２mm とする。</td></tr>
</table>

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書	1	総価契約単価合意方式について	追加	当該工事が、設計図書で「総価契約単価合意方式」を採用している場合、以下のとおりとする。 １．目的 当該工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。 なお、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。 ２．共通仕様書　第３編　3-1-1-1 の適用 共通仕様書 第３編 3-1-1-1 第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。 なお、包括的単価個別合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 ３．合意単価の公表 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表することができるものとする。
		請負代金内訳書の提出	追加	請負代金内訳書には、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記するものとする。 なお、労務費、材料費、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費、法定福利費の事業主負担額については、別紙としてもよい。
3-1-1-3 現場技術員			追加	本編の現場技術員を担当技術者に読み替える。 設計図書により担当技術者等の配置が明示された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途追加する。
3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等	6(1)	段階確認	追-1 追-2	主要な工事段階の区切りにおける段階確認については、設計図書または、監督職員が指示するので、これを施工計画書に記載するとともに段階確認を受けなければならない。 原則、全ての工事を「建設現場における遠隔臨場に関する実施工事（以下、「遠隔臨場実施工事」という。）」とする。 遠隔臨場実施工事は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」等の遠隔臨場を行う工事である。但し、下記の現場条件により遠隔臨場適応性に一致しないと想定される現場においては、監督職員と協議のうえ、遠隔臨場によらないことが出来るものとする。 ・　通信状況により、遠隔臨場が困難な現場

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				・　出張所、監督員詰所等から近く、遠隔臨場による効果が期待出来ない現場 ・　岩判定など、実施にあたり遠隔臨場に適さない現場 【実施内容】 ⑴適用 遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』（令和５年３月　国土交通省大臣官房技術調査課）（以下、「遠隔臨場実施要領」という。）の内容に従い実施する。 ⑵機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。 ⑶遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合に対応について、事前に受発注者間で確認を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。 ⑷効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 ⑸費用 遠隔臨場を実施するにあたり必要となる費用については、監督職員と協議すること。 ⑹不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（令和５年３月３日　国不建第578号）等に従い、監督処分を実施する場合がある。
3-1-1-5 数量の算出	2		追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領（案）」によるものとする。
3-1-1-6 品質証明			追加	品質証明は「品質証明実施要領」によるものとする。
3-1-1-7 工事完成図書の納品	3	工事管理台帳	追-1	［道路関係］ 工事を施工した場合は、工事の完成時に、「道路施設基本データ作成要領（案）（Ver.3.04）　平成26年３月 国土交通省 中国地方整備局」（以下、アドレスに掲載）に基づき、該当する施設について、以下のものを作成し納品すること。 1)道路施設の数値・文字情報 2)道路施設のイメージ情報 なお、納品にあたっては、「道路施設基本データ作成要領案）」に基づき、監督職員のチェックを受け、そのチェックシートを電子納品媒体に格納すること。 https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/plan/index.html
			追-2	舗装工事を施工した場合は、監督職員から貸与される「舗装工事データ作成要領」に基づき「舗装工事データ記入シート」を作成し、

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				電子納品媒体に格納すること。 電子媒体格納にあたってはOTHERS フォルダ直下に「ORG998」フォルダを作成し、「舗装工事データ記入シート」（XLS）データをフォルダに格納すること。 工事管理ファイル及びその他管理ファイル（XML）を作成する際、「ORG998」のフォルダ日本語名は「舗装工事データフォルダ」とし、「舗装工事データ記入シート」についてはオリジナルファイル名を「HOSOU.XLS」とする。
			追-3	［河川関係］ 工事を施工した場合は、監督職員から貸与される「構造物台帳作成要領（平成 27 年 12 月 10 日付け国中整河管第 47 号）」に基づき、それぞれ該当する台帳について作成又は既成の台帳を修正し、数値・文字情報及びイメージ情報として、電子納品媒体に格納すること。 電子媒体格納にあたってはOTHERS フォルダ直下に「ORG998」フォルダを作成し、様式－１～１３の内、該当する Excel データをフォルダに格納すること。 工事管理ファイル及びその他管理ファイル（XML）を作成する際、「ORG998」のフォルダ日本語名は「河川構造物台帳フォルダ」とし、「様式１～１３」についてはオリジナルファイル名を「KASEN_○※.XLS」とする。※○は該当する０１～１３とする。 ・堤防　・護岸 ・床止め　・堰 ・水門，閘門　・樋門・樋管 ・陸閘　・揚排水機場 ・橋梁　・伏せ越し，河底横過トンネル ・浄化施設　・その他 ・平面図
	4	成果品	追-1	原則、全ての工事（土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事）において、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。 オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。 オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 （参考：電子納品に関する要領・基準 WEB サイト（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/））
			追-2	受注者は、オンラインによる納品が実施出来ず、監督職員との協議の結果、電子媒体に格納して納品する場合は、「工事完成図書の電子納品要領」、「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体で２部納品しなければならない。
			追-3	受注者は、オンラインによる納品が実施出来ず、監督職員との協議の結果、電子媒体に格納して納品する場合は、完成検査時に電子成果品システムチェック結果を検査職員に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。
			追-4	受注者は、当該工事において地質・土質調査業務共通仕様書（案）第 118 条 成果物の提出を行う場合、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定料」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。 　また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。
3-1-1-8 技術検査			追-1	中間技術検査は、次の⑴⑵に掲げるものを対象とし実施する。 ⑴　当初契約金額１億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事 ⑵　局長が必要と認めた工事、分任官工事にあっては事務所長が必要と認めた工事 　ただし、維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等の単純工事については実施しない。
			追-2	中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とし、事前に実施時期等について監督職員と協議を行うものとする。
			追-3	中間技術検査の実施回数は、次の各号に掲げるとおりとする。 ⑴　原則２回実施する。 ⑵　既済検査を行う場合は、原則として中間技術検査を実施するものとする。 ⑶　その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。 ⑷　下記①、②の工事については原則２回から１回に減ずることができる。ただし、低入札価格調査制度対象の工事及び監督強化価格対象工事は除く。 　①　工種が少ない等、中間技術検査を複数回実施することにより、完成検査における評価対象が少なくなり評価が困難になる工事 　②　工事成績優秀企業の認定を受けている企業が受注している工事
			追-4	中間技術検査において、受注者は、中間技術検査（部分完成を含む）の対象範囲について、監督職員の承諾を得ること。
			追-5	検査の実施において、技術検査官が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査することができる。 　この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
			追-6	受注者は、中間技術検査において、改善を指示された場合は速やかに改善するものとする。
			追-7	技術検査職員は、技術検査官の指示により書類検査、現地検測の一部を行う者であり、技術検査官と同様に取り扱わなければならない。 　ただし、技術検査職員は、受注者に対し修補指示、改善命令及び検査結果を通知する権限は持たない者である。
			追-8	下記を除く全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）の技術検査を「書類限定検査」とする。 ・「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
・施工中に監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
書類限定検査とは、技術検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行う。
<table>
<tr><td>①施工計画書</td><td>⑥品質規格証明書</td></tr>
<tr><td>②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)</td><td>⑦出来形管理図表</td></tr>
<tr><td>③工事打合せ簿(協議)</td><td>⑧品質管理図表</td></tr>
<tr><td>④工事打合せ簿(承諾)</td><td>⑨品質証明書</td></tr>
<tr><td>⑤工事打合せ簿(提出)</td><td>⑩工事写真</td></tr>
</table>
実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査があった場合は、協力するものとする。
追-9　「長期保証」対象工事（アスファルト舗装工事、トンネル工事）において、長期保証の対象範囲は「中間技術検査」を原則、実施しないものとする。
追-10　土木工事共通仕様書に定める「技術検査」、「工事検査」を実施する工事を　「遠隔臨場による工事検査に関する実施工事（以下、「遠隔臨場検査実施工事」という。）」とする。
遠隔臨場検査実施工事は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「対面書類検査・現場実地検査の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して、完成検査・既済部分検査・完済部分検査・中間技術検査における工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を行う工事である。
現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合が想定される検査においては、検査項目での適用・不適用について監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。
凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象
<table>
<tr><td></td><td>工事実施状況</td><td colspan="2">出来形</td><td colspan="2">品質</td><td colspan="2">出来ばえ</td></tr>
<tr><td></td><td>書類</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td></tr>
<tr><td>完成検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>中間技術検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>既済部分検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>完成部分検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
【実施内容】
⑴適用
遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』（令和6年3月　国土交通省大臣官房技術調査課）の内容に従い実施する。
⑵機器の準備
遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。
⑶遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。
</td></tr>
</table>

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				⑷効果の検証 遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。 ⑸費用 遠隔臨場による工事検査を実施するにあたり必要となる費用については、監督職員と協議すること。 ⑹不正行為 遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（令和8年1月28日　国不建第172号）等に従い、監督処分を実施する場合がある。
3-追加		機械式鉄筋継手の施工	追-1	受注者は、コンクリート構造物のせん断補強鉄筋(横拘束鉄筋含む)の施工にあたっては、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 平成28年7月)」によるものとする。 https://www.mlit.go.jp/common/001184141.pdf なお、機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、建設技術審査証明を受けたものでなければならない。
			追-2	受注者は、場所打ちコンクリート構造物の軸方向鉄筋の施工にあたっては、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(機械式鉄筋定着工法技術検討委員会　平成29年3月)」によるものとする。なお、スターラップや帯鉄筋等のせん断鉄筋に機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、同ガイドライに準じてもよい。 https://www.mlit.go.jp/common/001186458.pdf なお、機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、建設技術審査証明を受けたものでなければならない。
			追-3	受注者は、以下の①～④を前提とするプレキャスト部材の接合部の施工にあたっては、「プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(道路プレキャストコンクリート工技術委員会　ガイドライン検討小委員会　平成31年1月)」によるものとする。 ①部材断面内にある鉄筋継手であること ②塑性ヒンジ区間内にないこと ③疲労の影響を受けないこと ④ヒンジになり得るように設計された区間内にないこと 機械式鉄筋定着工法に使用する定着体の種類については、以下の①～③を満足するものでなければならない。 ①建設技術審査証明を受けたもの ②設計、施工及び検査が適切に実施可能であり、品質が確保されるもの ③鉄筋継手単体の性能が、土木学会「鉄筋定着・継手指針 2007年版」に規定された SA級またはA 級に相当するもの。ただし、弾性域正負繰返し試験時のすべり量については、0.15mm 未満のものとする。

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
3-追加		コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組		受注者は、コンクリート構造物の施工にあたって、生産性向上に資する各種ガイドラインやプレキャスト工法活用事例集を積極的に活用し、生産性の向上に取り組むこととする。 ・「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(H29.3) ・「コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン」(H30.6) https://www.mlit.go.jp/common/001240409.pdf ・「コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン」(H30.6) https://www.mlit.go.jp/ommon/001240408.pdf ・「土木構造物設計ガイドライン」(H31.3) https://www.mlit.go.jp/tec/content/001338547.pdf ・「「土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集（第二版）」の策定について」(R4.3) https://www.mlit.go.jp/tec/content/001474498.pdf
3-追加		ＩＣＴ活用証明書の発行		ＩＣＴ活用工事および中国 Light ICT 活用工事において発行する活用証明書の発行対象は、受注者、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、専任特例２号又は監理技術者補佐をいう。）及び担当技術者等（現場代理人、担当技術者）とする。 ただし、入札公告した日に ICT 活用工事が原則化されている工種は除く。 なお、１工事あたりの技術者への活用証明書の発行は、監理技術者等１名、担当技術者等１名の最大２名までとする。 担当技術者等の活用証明書発行は、ＩＣＴ活用工種に従事したことを確認できる書類（施工計画書等）により主任監督員が認めるものに限る。 活用証明書の発行を求める監理技術者等及び担当技術者等を監督職員に申し出、担当技術者等の活用証明書発行を求める場合は、確認書類を監督職員に提出すること。
3ー追加		ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて	追加	（※一般競争入札による工事を対象とする。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く） 受注者は、「ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い」の適用を希望するときは、総括監督員に対し、工事請負契約締結日から１４日以内に次の(1)から(6)までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。 ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。 (1) ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し (2) ISO9001 の審査に係る次の書類 ① 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し ② ①の審査に係る合否判定結果の写し (3) 本工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				(4)　ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類 (5)　申請日の前年度及び前々年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し (6)　(5)の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から 14 日以内に承諾し、その旨を申請者に通知する。 　総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に理由を付してその旨を申請者に通知する。 （参考：国土交通省 WEB サイト「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」） https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso9000/pdf/040901_iso9001.pdf
3-追加		ISO9001 活用モデル工事の試行について	追加	受注者における ISO9001 を活用した工事の実施とともに，当該工事における品質マネジメントシステムの運用等に第三者機関による監査をとり入れ，品質の向上及び監督業務の効率化を図るモデル工事(ISO9001 活用モデル工事)の試行対象とすることを希望するときは，監督職員と協議すること。なお「ISO9001 活用モデル工事」とは、「ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱について」と運用している制度が異なることに留意する。 また、本モデル工事の実施にあたり、「施工プロセスを通じた検査の試行について」及び「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」は適用しないものとする。 (参考：国土交通省 WEB サイト「ISO9001 活用モデル工事の試行について」) https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso9000/pdf/171115_ISO9001modeprojectl.pdf (参考：国土交通省 WEB サイト「ISO9001 活用モデル工事試行マニュアル(案) 」令和３年３月　国土交通省大臣官房技術調査課) https://www.mlit.go.jp/tec/content/001397977.pdf
3-追加		施工者と契約した第三者による品質証明の試行について	追 - 1	「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和５年６月１日付け国会公契第 11 号、国官技第 64 号、国北予第 7 号)」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象とすることを希望する時は、監督職員と協議すること。 試行対象とした場合には、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。 なお、試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案)」に基づき行うものとする。 (参考:国土交通省 WEB サイト　施工者と契約した第三者による

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				品質証明業務運用ガイドライン（案）） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001397194.pdf
			追 - 2	当該工事の「施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。 ①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 51 を超える出資をしている者 ②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人
3-追加		BIM/CIM 適用工事の実施方針	追 - 1	本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型/受注者希望型）に適用する。詳細については特記仕様書によるものとする。 １．BIM/CIM 実施計画書の作成 受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。 また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。 １）工事概要 ２）整理すべき課題 ３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等） ４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等） ５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 ６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式 ７）３次元モデルの作成担当者 ８）３次元モデルの作成・活用に要する費用 ２ BIM/CIM 実施報告書の作成 BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。 ９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等） 10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等） ３ 成果物の納品 以下の内容を納品する。様式については「BIM/CIM ポータルサイト」を参照すること。 ・BIM/CIM ポータルサイト https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html １）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む） ２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む） ３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ

【第３編　土木工事共通編　第１章　総則　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等） ４ その他 最新の情報は BIM/CIM ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。
		DS（Data-Sharing）による情報の適切な引継ぎ	追－2	BIM/CIM 適用工事は、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料（電子データを含む）を貸与する。
3-追加		デジタルデータを活用した監督・検査等の試行について		受注者は、施工管理、監督・検査において現行の基準と手法や納品方法が異なるが、3 次元モデルや AR 等のデジタル技術を活用し、現行と比べて簡素化・効率化を図ることができる新たな施工管理、監督・検査の手法の活用について協議があった場合は、従来方法との比較を実施した上で、監督・検査等に支障が生じないことを受発注者双方で確認できた場合に、現行の基準に替えて、新たな手法の活用を可能とする。 ただし、「コンクリート工の生産性向上に関する試行」を実施する工事は対象としない。 実施にあたっては、実施内容等を施工計画書に反映すること。 なお、新たな手法による施工管理、監督・検査の実施にあたり、生じた費用は変更契約の対象外とする。

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td>3-2-3-9
区画線工</td><td></td><td></td><td>追-1</td><td>区画線の施工は、下表によるものとする。
<table>
<tr><th colspan="2">トラフィックペイント</th><th rowspan="2">施工厚
(標準)</th><th colspan="2">塗布量（１００㎡当たり標準量）</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>種別</th><th>規格</th><th>トラフィックペイント</th><th>ガラスビーズ</th></tr>
<tr><td>溶融用</td><td>ＪＩＳ　Ｋ　５６６５　3種1号</td><td>1.5㎜</td><td>３８０kg</td><td>１７kg</td><td rowspan="3">ロスを含んだ量</td></tr>
<tr><td>加熱用</td><td>ＪＩＳ　Ｋ　５６６５　2種</td><td></td><td>４７Ｌ</td><td>３９kg</td></tr>
<tr><td>常温用</td><td>ＪＩＳ　Ｋ　５６６５　1種</td><td></td><td>３３Ｌ</td><td>２６kg</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-2</td><td>契約不適合責任の期間
契約書第４５条１項における契約不適合責任の期間は、溶融式１ヶ年、ペイント式（加熱用、常温用）６ヶ月とする。</td></tr>
<tr><td>3-2-3-10</td><td></td><td>道路付属物工</td><td>追-1</td><td>道路標識、道路照明施設（トンネル照明含む）、道路情報提供装置、道路情報収集装置、トンネル換気装置（ジェットファン）、車輌諸元計測施設、遮音壁（ベースプレート式）の新設又は更新時には、ボルト部のゆるみが目視でも簡易に把握できるよう、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（以下「合いマーク」という。）を施工するものとする。
なお、合いマークの施工にあたっては、「付属物（標識、照明施設等）点検要領　付録－７　合いマークの施工」（令和６年９月　国道交通省道路局国道防災課）」に基づきボルト部に「合いマーク」を参考とすること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-2</td><td>施工標示鋲を設置する場合は、「施工標示鋲設置要領」（昭和 36 年 6 月 30 日中国建道管発第 468 号）によるものとする。</td></tr>
<tr><td>3-2-3-13
～
3-2-3-16</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>グラウトの使用にあたっては、超低粘性グラウト（プレミックス）による施工を標準とする。
なお、グラウト材の使用にあたっては監督職員の承諾を得ること。</td></tr>
<tr><td>3-2-3-25
銘板工</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>銘板への工事関係技術者の表示については、以下のとおりとする。
⑴対象構造物
擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、大規模法面、（揚）排水機場
⑵表示技術者
［設計］会社名、設計責任者氏名
［施工］元請会社：会社名、監理（主任）技術者氏名、現場代理人氏名、担当技術者氏名
下請会社：会社名、専任の主任技術者氏名
※　現場代理人、担当技術者及び専任の主任技術者については、施工会社の希望により、本人の了解が得られた技術者のみ記載する。</td></tr>
<tr><td>追加</td><td>追加</td><td>PCｸﾞﾗｳﾄの充てんに関する品質向上対策</td><td>追加</td><td>ＰＣグラウトの充填にあたっては、道路橋示方書・同解説によるほか、品質向上対策として以下を実施する。
対策の実施にあたっては使用材料と対象箇所について監督職員の承諾を得ること。なお、施工条件等により本対策の実施による品質向上が期待できない場合は、受発注者間で協議のうえ実施の対象外とすることができる。</td></tr>
</table>

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【品質向上対策】
・超低粘性ＰＣグラウト材の使用
・グラウト流量計の使用による充填量管理</td></tr>
<tr><td>3-2-3-32
かごﾏｯﾄ工</td><td></td><td></td><td></td><td>表 3-2-10、表 3-2-12 における「JIS H 0401」表記は、「JIS G 3547」に読み替える。</td></tr>
<tr><td>3-2-5-3
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工</td><td></td><td></td><td>追-1</td><td>伸縮目地材は、瀝青繊維質目地材とし、厚さは１０㎜とし、施工間隔は１０ｍを標準とする。
排水孔（硬質塩化ビニールＶＵ管）は７㎡当たり１ヶ所を標準とし、孔の大きさは呼び径１５０を標準として設置すること。
なお、排水孔には土砂流出防止網（ＡＮマット３００×３００溶着型と同等品以上）を設置すること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-2</td><td>護岸ブロック張りには、排水孔を設けないことを基本とするが、背面の地下水位が高い場合等については監督職員と協議すること。</td></tr>
<tr><td>3-2-6-3
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装の材料</td><td></td><td></td><td>追-1</td><td>加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルトの種類は、ストレートアスファルトとし、針入度は６０～８０とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-2</td><td>加熱アスファルト安定処理路盤材に使用する骨材の最大粒径は、３０㎜以下とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-3</td><td>(1) アスファルトの種類は、ストレートアスファルトとし針入度は６０～８０とする。
また、示方アスファルト量は、密粒度アスファルトコンクリート５．５%、粗粒度アスファルトコンクリート５．２%、密粒度ギャップアスファルトコンクリート５．１%とする。
但し、示方アスファルト量と設計アスファルト量の開きが±０．５%の場合は、変更契約の対象にしないものとする。
(2) ゴムおよび熱可塑性エラストマー入りアスファルトは、プラントミックス系、プレミックス系のいずれを使用してもよい。
(3) ゴムおよび熱可塑性エラストマー入りアスファルトは、品質証明書を監督職員に提出し承諾を得ること。
(4) アスカーブに使用する細粒度アスファルトコンクリートの示方アスファルト量は７．０%、使用アスファルトは、ストレートアスファルト、針入度６０～８０とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-4</td><td>プライムコートの散布量は、１．２Ｌ／㎡とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-5</td><td>タックコートの散布量は、０．４Ｌ／㎡とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>追-6</td><td>アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">アスファルト舗装</td><td rowspan="2">材料</td><td>必須</td><td rowspan="2">共通仕様書
「品質管理基準」の全項目</td><td rowspan="3">事前審査による認定書の提出</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">プラント</td><td rowspan="4">必須</td><td>配合試験</td></tr>
<tr><td>混合物のアスファルト量
抽出粒度分析試験</td><td rowspan="2">共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理</td></tr>
<tr><td>温度測定（混合物）</td></tr>
<tr><td>基準密度の決定</td><td>事前審査による認定書の提出</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>注）監督職員の請求があった場合は、抽出試験結果一覧表又は計量自記印字記録データ及び管理表を提示するものとする。</td></tr>
</table>

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
3-2-6-7 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工			追加	路盤工の締固めは密度で管理するものとする。
3-2-6-12 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装			追-1	コンクリート舗装版の縦､横目地及びクラックが発生している箇所には、目地カバーシート材を設置しなければならない。ただし、クラック箇所については、監督職員の指示を受けるものとする。
			追-2	目地カバーシート材は、巾４５㎝以上とし、使用材料は監督職員の指示を受けるものとする。
3-2-6-17 オーバーレイ工		アスファルト注入	追-1	コンクリート舗装版の上にオーバーレイを施工する場合には､破砕工法以外はすべてアスファルト注入を行うものとする｡タワミ量の測定は、アスファルト注入後に測定するものとし、ベンゲルマンビームにより輪荷重5.0t、空気量6.5 kg／㎡を標準として行う。 ただし、タワミ量が少ない（0.4 ㎜以下）と予想される場合は、事前に測定して注入範囲を設計図書に関して監督職員と協議して決定する。
			追-2	注入孔は、４㎡に１箇所とし（クラックの状態によっては、３～４㎡に１箇所）孔径は５㎝程度とする。
			追-3	注入する材料は、ＪＩＳ　Ｋ　2207 に適合するブロンアスファルトで、針入度 10～30 を使用するものとし、注入時の温度は 200℃以上とする。
			追-4	注入圧力は、２～５kg／cm2 を標準とするが、注入状、舗装版の動き等を勘案し、調整するものとする。
			追-5	注入後の孔の填充は、モルタルをもって行い、配合は砂１（0.75m^3）セメント１（1,100 kg）とする。
			追-6	タワミ量測定の結果､測定値が 0.4 ㎜以上の場合は再注入を行うこと。ただし、タワミ量の再測定はしない。
			追-7	削孔､注入アスファルト量､タワミ量測定の数量の増減については、設計変更の対象とする。
		レベリング層	追-1	レベリング層厚は、平均１㎝を原則とする。なお、わだち掘れ（流動）の著しい箇所は、監督職員の指示により実測し、それぞれ切削またはパッチングを行った後にオーバーレイを行うものとする。
			追-2	施工方法は、レベリング層と基層（基層を施工しない箇所は表層）を同一の合材で同時に施工する。
			追-3	品質管理－土木工事施工管理基準による。（品質管理基準１，オーバーレイまたは薄層舗装） 出来形管理－レベリング層と同時施工する基層または表層に相当する部分は、土木工事施工管理基準による。 (1)二層施工の場合 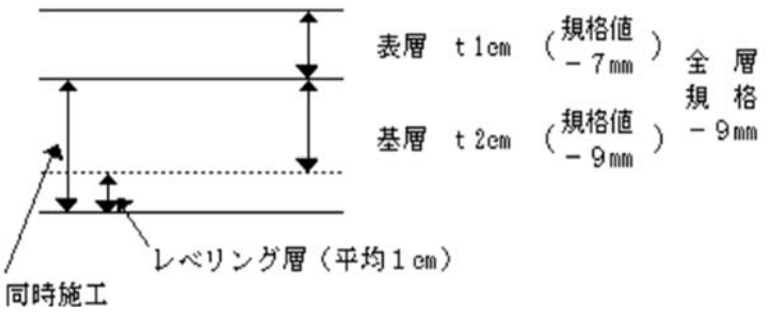

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				⑵一層施工の場合 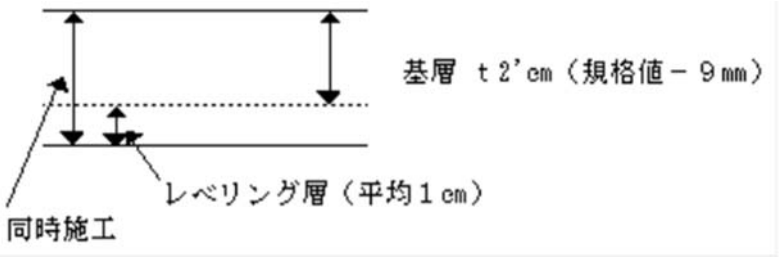
			追-4	変更契約 レベリング層の設計変更については、０～15㎜を対象とする。
			追-5	合材の検収方法 屯数契約する合材数量の検収は、トラックスケールにより行うものとする。 なお、トラックスケールは、使用するトラックに合材を載荷した状態で計量できる十分な容量を有するもので、度量衡検査員の検査証を提示し、監督職員の確認を受けたものでなければならない。 ただし、トラックスケールの設置されていないプラントについては合材の検収方法について監督職員と協議すること。
3-2-7-9 固結工		薬液注入工	追加	〔一般〕 薬液注入工事の施工に際しては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」に基づき実施するものとする。 〔現場責任者〕 薬液注入工事の施工にあたっては、薬液注入工法の安全な使用に関し、十分な技術的知識と経験を有する現場責任者を選定し、事前に経歴書を提出するものとする。 〔薬液注入工事管理連絡会〕 薬液注入工事の施工にあたっては、安全に施工されていることを確認するため監督職員、受注者及び薬液注入工事の施工者で構成される「薬液注入工事管理連絡会」を設置するものとする。 〔材料搬入時の管理〕 (1)　水ガラスの品質については、ＪＩＳ　Ｋ　１４０８に規定する項目を示すメーカーによる証明書を監督職員に工事着手前及び１ヶ月経過毎に提出するものとする。 また、水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度監督職員に提出するものとする。 (2)　硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともにメーカーによる数量証明書をその都度監督職員に提出するものとする。 〔注入時の管理〕 (1)　チャート紙は、監督職員の検印（サイン、印）のあるものを用いこれに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず、１ロール使用毎に監督職員に提出するものとする。なお、やむを得ず切断する場合は監督職員の検印を受けるものとする。 (2)　削孔検尺写真は、削孔長が確認できるよう削孔開始前及び完了後に受注者において撮影するものとする。

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				(3)　適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）を原則として作業開始前、午前、午後の各１回測定するものとする。 (4)　大規模注入工事（注入量５００kL 以上）においては、プラントのタンクからミキサーまでの間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理するものとする。 (5)　当初設計量（試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量）を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量ー注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、以下の場合に留意しつつ適切に注入するものとする。 ①　次の場合には直ちに注入を中止し、設計図書に関して監督職員と協議のうえ適切に対応するものとする。 1)　注入速度（吐出量）を一定のままで圧力が急上昇又は急降下する場合 2)　周辺地盤等の異常の予兆が見られる場合 ②　次の場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ必要な注入量を追加する等の処置を行うものとする。 1)　掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合 2)　地盤条件が当初の想定と異なり、当初の設計量の注入では地盤強度が不十分で施工に影響を及ぼすおそれのある場合 〔注入効果の確認〕 設計図書に特別の定めがある場合を除き、試験注入時及び本注入時において、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、規模、目的を考慮し必要に応じた適切な管理手法により効果を確認するものとする。
3-2-9-3 構造物取壊し工	2	舗装版取壊し	追加	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。 回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理する」には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者からは。排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
3-2-12-3 桁製作工			1(14) 追加	以下の(1)～(3)に示す条件の全てを満たす橋梁については、原則として本体の実仮組立を省略するものとする。 (1)　鈑桁橋(I 形断面)又は箱桁橋であること。 (2)　直橋であること。(桁が直橋である橋。支点折れ桁含む) (3)　鈑桁橋では斜角が 75° 以上、箱桁橋では斜角が 90° であること。 ただし、特段の理由がある場合(桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の架設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合等）にはこの限りではない。

【第３編　土木工事共通編　第２章　一般施工　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td>3-2-14-2
植生工</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>(1)　生芝の使用量は下記のとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">工種</th><th colspan="2">筋芝工</th><th colspan="2">格子芝工</th></tr>
<tr><th>芝幅</th><th>芝間隔</th><th>芝幅</th><th>芝間隔</th></tr>
<tr><td>日本芝</td><td>14 ㎝
程度</td><td>30 ㎝
程度</td><td>5 ㎝
程度</td><td>50 ㎝
程度</td></tr>
<tr><td>西洋芝
(養殖芝)</td><td>5 ㎝
程度</td><td>30 ㎝
程度</td><td>5 ㎝
程度</td><td></td></tr>
</table>
(2)　日本芝は、野芝、高麗芝、ビロード芝又はこれと同等品以上とする。
(3)　西洋芝は、改良バミューダーグラス（ティフトン芝、養殖芝２号等）又はこれと同等品以上とする。
(4)　芝付に使用する肥料は、高度化成肥料とし、１００㎡当り１０kg以上使用しなければならない。
(5)　高度化成肥料は、粒径６㎜以下で、肥料成分は、窒素、燐酸、加里の三成分を含有し、燐酸分は窒素分より多いか、又は等しいものでなければならない。
成分量は、下記の値を標準とし、成分量の異なる肥料を使用する場合は、合計量の比率によって増減しなければならない。
<table>
<tr><th>窒素
(N)</th><th>燐酸
(P)</th><th>加里
(K)</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>１５%</td><td>１５%</td><td>１５%</td><td>成分合計が
±５%以内は
同等とみなす</td></tr>
</table>
(6)　筋芝用人工芝は幅７㎝以上とし、芝間隔は３０㎝程度とする。</td></tr>
<tr><td>3-2-14-3
吹付工</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>(1)　モルタルの配合は、下表を標準とし、事前に配合表を提出して、設計図書に関して監督職員の承諾を得ること。
<table>
<tr><th rowspan="2">水セメント比
(%)</th><th colspan="3">単位水量（kg／m³）</th></tr>
<tr><th>セメント　C</th><th>水　W</th><th>細骨材　S</th></tr>
<tr><td>５５</td><td>４２０</td><td>２３１</td><td>１５５０</td></tr>
</table>
(2)　モルタル吹付厚は平均１０㎝とし、吹付最小厚は７㎝とする。
(3)　モルタルの吹付の検査ピンは、２０㎡に１箇所設置するものとする。ただし、監督職員が特に不要と認めた場合はこの限りでない。
(4)　吹付法面には、排水孔（硬質塩化ビニールＶＵ管５０）を２～４㎡に１箇所を標準として設置すること。また、湧水箇所等とくに必要な場合は監督職員の指示によるものとする。
(5)　ラスはＪＩＳ　Ｇ３５５２　Ｚ－ＧＳ２（2㎜×５０㎜×５０㎜）とする。</td></tr>
</table>

【第６編　河川編　第１章　築堤・護岸，第３章　樋門・樋管　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td>6-1-7-1</td><td>6</td><td>法覆護岸工</td><td>追加</td><td>法覆護岸工の水抜き孔は設計図書のとおり施工しなければならない。なお、背面の地下水位が高い場合等については、監督職員と協議すること。</td></tr>
<tr><td>6-1-7-2
材料（法覆護岸工）</td><td></td><td></td><td>追加</td><td>河川護岸施工に使用する吸い出し防止シートについては、「河川護岸吸い出し防止シート評価書」(建設大臣許可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。
なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」を有し、下記の基準を満足したシートについては使用できるものとする。
<table>
<tr><th>項目</th><th>基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1）開孔径（ジオテキスタイル９５%開孔径）</td><td>０．２㎜以下</td><td></td></tr>
<tr><td>2）透水係数</td><td>０．０１（ｃｍ／Ｓ）以上</td><td>ＪＩＳ　Ｌ　３２０４準拠</td></tr>
<tr><td>3）厚さ</td><td>１０㎜以上</td><td></td></tr>
<tr><td>4）引張強度</td><td>９．８ｋＮ／ｍ以上</td><td>縦・横方向共</td></tr>
<tr><td>5）化学的安定性（強度保持率）</td><td>７０%以上
１３０%未満</td><td>ＪＩＳ　Ｋ　７１１４準拠
（ｐＨ５～９）</td></tr>
<tr><td>6）耐候性（強度保持率）</td><td>７０%以上
１３０%未満</td><td>ＪＩＳ　Ａ　１４１０準拠
ＪＩＳ　Ａ　１４１５準拠</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>6-1-12-2
境界工（付帯道路施設工）</td><td>3</td><td></td><td>訂正</td><td>官民境界杭は、設計図書に基づき、官民境界の官地側に設置しなければならない。</td></tr>
<tr><td>6-3-8-4
境界工（付属物設置工）</td><td>3</td><td></td><td>訂正</td><td>官民境界杭（鋲）は、設計図書に基づき、官民境界の官地側に設置しなければならない。</td></tr>
<tr><td>6-3-8-5
銘板工（付属物設置工）</td><td></td><td>追加</td><td></td><td>樋門銘板の材質はアルミニウムとする。</td></tr>
<tr><td>6-8-3-追加</td><td></td><td>緊急時対応（河川維持）</td><td>追加</td><td>緊急時対応
共　　通
第１条　（適用範囲）
緊急時対応については契約図書及び次の要領等によるほか、下記に基づき実施しなければならない。
一．中国地方整備局河川管理施設等地震後点検要領（以下、「点検要領」という。）
二．中国地方整備局出水時河川巡視規程（以下、「巡視規程」という。）

第２条（実施体制）
１．実施にあたり、緊急時対応員を指揮監督するため業務管理責任者を置くものとする。なお、業務管理責任者は、工事の現場代理人又は主任技術者（監理技術者）と兼務できるものとする。</td></tr>
</table>

【第６編　河川編　第１章　築堤・護岸，第３章　樋門・樋管　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				２．　緊急時対応員は、緊急対応員の補助を受け地震後の点検及び出水時巡視（以下、「緊急時対応」という。）を実施する。 ３．　緊急時対応の人員構成は、緊急時対応員又は補助員（以下、「緊急時対応員等」という。）の標準２名／班で構成する。なお、うち最低１名は緊急時対応員に該当する資格を有する者とする。 ４．　緊急時対応員等は次の資格等を有すること。

職階級	資　格　等
緊急時対応員	次のいずれかに該当する者 ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門） ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道－業務：点検・診断） ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会１級土木技術者又は土木学会２級土木技術者 ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士 ・ＲＣＣＭ（国土交通省登録資格に登録された部門を除く）又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・河川法第 77 条第１項の河川監理員の経験を１年以上有する ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 10 年以上有する ・点検・巡視に関する業務等の実務経験１年以上。ただし、巡視車両の運転等に類する業務に専ら従事した経験は該当しない。 その他、監督職員が上記の資格と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者
補助員	過去２年間において緊急時対応又はその訓練の経験を有する者

第３条（緊急時対応の範囲）
　緊急時対応の範囲は、別途監督職員が指示する履行区域内の河川区域及び河川予定地、河川保全区域（以下、「緊急対応区域」という。）を対象範囲とする。

第４条（緊急時対応員等の出発及び帰着場所）
　緊急時対応員等の出発及び帰着場所は別途監督職員が指示する。

第５条（緊急時対応中の所持品）
緊急時対応の遂行に必要な下記の物を所持しなければならない。
一．身分証明書（発注者が巡視規程第７条により受注者に交付したもの）
二．河川管理図
三．デジタルカメラ（位置情報付き写真を撮影可能なもの）
四．通信機器（デジタルカメラとの兼用可）
五．双　眼　鏡
六．巻　尺　等
七．樋門等の操作に必要な鍵等
八．野帳及び筆記用具
九．そ　の　他
なお、緊急時対応員等は、関係者から請求があった場合、身分証明書を提示しなければならない。

第６条　物品等の使用
１．緊急時対応に必要な下記の物品は、発注者から貸与する。
一．身分証明書
二．河川管理図
三．水防旗（出水時巡視の場合）
四．樋門等の操作に必要な鍵等
２．発注者が貸与する無線機を使用する場合は、別に定める「業務委託等による国土交通省所属無線設備の取扱要領」によるものとする。

【第６編　河川編　第１章　築堤・護岸，第３章　樋門・樋管　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				３．発注者が貸与する小型無人航空機（ドローン）を使用する場合は、別途監督職員が指示する。 第７条（緊急時対応に必要な車両） 緊急時対応に必要な車両はライトバン(1,500cc)以上を受注者が用意する。なお、出水時巡視の場合には、監督職員が貸与する水防旗を見えやすい所に掲げるものとする。 第８条（物品類の返還） 貸与物品は、緊急時対応完了後速やかに返還しなければならない。 第９条（緊急時対応の途中の報告等） １．業務管理責任者は、緊急時対応の着手時及び完了時に監督職員へ報告を行うものとする。 ２．緊急時対応員等は、点検等緊急時対応の途中において、定期的に報告を行うものとする。 ３．緊急時対応員等は、点検等緊急時対応の途中において、異常等を発見した場合には、次の措置を講ずるものとする。 一．野帳にその状況を記録するとともに、携帯電話又は無線等により速やかに監督職員に報告し指示を受ける。また、必要に応じて河川維持管理データベース（RiMaDIS）を利用したスマートフォンによる登録（「情況把握」機能）により、写真及び日時、場所、状況等の記録を監督職員に提出（以下、「状況写真等の送信」という。）する。ただし、スマートフォンの保有状況により「状況把握」機能を利用できない場合は、携帯メールにより送信することで、これに替えることができる。 なお、通信状況等により、これによりがたい場合は、この限りではない。 二．必要に応じて、直ちに立ち入り防止措置等の二次災害等発生防止対策をとる。 ４．緊急時対応員は、小型無人航空機を使用する場合には、映像情報を発注者へリアルタイム送信するものとする。この場合、第３項第一号に規定する状況写真等の送信は省略できるものとする。なお、通信状況により、これによりがたい場合は、この限りではない。 第 10 条（その他） １．緊急時対応員等の服装は、現場にあった軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。 ２．緊急時対応員等の作業服・安全帽・安全靴等、常時身につけるものは受注者で用意すること。 ３．異常気象時等には、別途緊急時対応の方法を指示する場合がある。 地震後の点検 第 11 条（適用） 地震後における緊急時対応として点検要領第８条に基づく地震後の点検を実施するものである。 第 12 条（点検の区分及び内容） 点検要領第３条のとおり。

【第６編　河川編　第１章　築堤・護岸，第３章　樋門・樋管　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				第 13 条（点検の対象及び実施者） 　点検要領第４条のとおり。 　ただし、「河川管理者」は「受注者」に読み替えるものとする。 第 14 条（点検の実施時期） 点検要領第５条のとおり。 ただし、河川管理者の判断により、監督職員から指示があった場合はこの限りではない。なお、業務管理責任者は、点検実施の要否、実施時期等について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、指示に基づき迅速に対応すること。 第 15 条（点検体制） 受注者は、予め点検ルートを検討し地震時における点検班編成表（点検要領別紙－２）を作成のうえ施工計画書へ記載し、点検体制の整備に努めなければならない。 第 16 条（点検状況等の報告） 点検結果の報告は、点検要領第７条第１項のとおりとする。ただし、「事務所長」は「監督職員」に読み替えるものとする。 出水時巡視 第 17 条（適用） １．　洪水や高潮時において緊急時対応として巡視規程第７条に基づく出水時の河川巡視を委託し実施するものである。 ２．　出水時の河川巡視の実施については、別途監督職員より指示する。 第 18 条（重点監視区間） 　第３条の緊急対応区域のうち別途監督職員が指示する区間については、浸透・浸食に関する重点監視区間（以下、「重点監視区間」という。）とし、目視又は小型無人航空機の映像等により堤防の表法面及び裏法尻付近の浸透・浸食を確認することを基本とする。 第 19 条（巡視体制） 受注者は、予め点検ルートを検討し出水時巡視計画（巡視規程 別表１－１～２））を作成のうえ出水期までに監督職員に提出しなければならない。 第 20 条（緊急時対応員の業務） 巡視規程第５条のとおり。 ただし、「出水時巡視員」を「緊急時対応員」に、「河川監理員」を「監督職員」に読み替える。 第 21 条（出水時巡視の内容） 　巡視規程第６条のとおり 　ただし、「河川監理員」を「監督職員」に読み替える。

【第７編　河川海岸編　第１章　堤防・護岸　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
7-1-2		適用すべき諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては「港湾工事共通仕様書」に準拠するものとする。
7-1-13-4 境界工（付属物設置工）	3		訂正	官民境界杭は、設計図書に基づき、官民境界の官地側に設置しなければならない。

【第８編　砂防編　第１章　砂防えん堤　関係】

<table>
<tr><th>編章節条</th><th>項以下</th><th>見出し</th><th>訂正・追加</th><th>訂正又は追加仕様事項</th></tr>
<tr><td>8-1-8-9
コンクリート堰堤工</td><td></td><td>残存型枠（外壁兼用型）工</td><td>追加</td><td>(1)一般事項
① 残存型枠（外壁兼用型）工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
② 残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は下記のとおりとする。
1) 残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
2) 残存化粧型枠（外壁兼用型）とは残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。
(2)材料
受注者は、残存型枠（外壁兼用型）工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>適用</th></tr>
<tr><td>主要材料</td><td>1）モルタル及びコンクリート
「共通仕様書」第 8 編 8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。
2）型枠製品内蔵の補強部材
補強部材は、型枠本体に内蔵していること。
3）補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td><td>品質規格証明書</td></tr>
<tr><td>強度特性</td><td>コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。</td><td rowspan="3">公的試験機関の証明書
又は
公的機関の試験結果</td></tr>
<tr><td>一体性</td><td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td></tr>
<tr><td>耐久性</td><td>1）型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。
2）耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。</td></tr>
</table>
(3)施工
① 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
② 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
③ 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。
④ 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。</td></tr>
<tr><td>8-1-11-4
境界工（砂防堰堤付属物設置工）</td><td>3</td><td></td><td>訂正</td><td>官民境界杭は、設計図書に基づき、官民境界の官地側に設置しなければならない。</td></tr>
</table>

【第１０編　道路編　第２章　舗装　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-2-8-1 防護柵工			追加	防護柵設置工における出来形確保対策について (1)　受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。 (2)　受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (3)　受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下、「測定要領（案）」という。）により、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。 ①　防護柵が「測定要領（案）」の適用範囲外の場合 ②　受注者が測定機器を調達できない場合 ③　測定機器が測定要領（案）で定める性能基準を満たさない場合 ④　非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合 ⑤　その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合 (4)　非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従い行う。 (5)　ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。 ①支柱建て込み前の根入れ長測定状況 ②支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影 なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（様式施－６）とともに監督職員へ提出する。 (6)　これらに定められていない場合は、監督職員と協議すること。
10-2-11-2 材料（道路植栽工）	6		追加	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用すること。 ・バークたい肥＋緩効性肥料（IB 化成） ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト肥料顆粒） なお、使用材料、使用量については監督職員の承諾を得ること。
10-2-12-3 境界工（道路付属施設工）	1		訂正	官民境界杭は、設計図書に基づき、官民境界の官地側に設置しなければならない。

【第１０編　道路編　第３章　橋梁下部　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-3-7-9 橋梁躯体工			追加	突出鉄筋の規格値は設計値以上とし、全数測定とする。

【第１０編　道路編　第４章　鋼橋上部　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-4-5-1 鋼橋架設工	追加	鋼橋架設工事の施工方法等について		本工事の架設にあたっては、別紙「国道１号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策」（令和５年９月22日 中部地方整備局）を参考に受注者にて施工方法等を検討し施工すること。（URL：https://www.cbr.mlit.go.jp/road/road_subindex13.html）
10-4-5-10 支承工			追加	支承据付の沓座モルタルは無収縮モルタルとし、プレミックスタイプのものを使用する。 また、モルタルの材料及び配合については、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
10-4-8-3 落橋防止装置工			追加	(1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準ずる。 (2) 溶接検査 ① 受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 ② 受注者は、検査を外注する場合には当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。 ③ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。 ④ 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。 (3) 溶接施工 ① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出すること。なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 ② 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。 ③ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下 URL に「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。 ウェブページアドレス： http://www.mlit.go.JP/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html

【第１０編　道路編　第４章　鋼橋上部　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				(4) 発注者による非破壊試験検査 発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合がある。 受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督職員に報告すること。塗装等の実施については監督職員の承諾を得ること。 また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。 (5)　溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。 また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。 (6)　上記(1)～(5)は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。
10-4-8-9 銘板工			追加	銘板の配置は次のとおりとする。 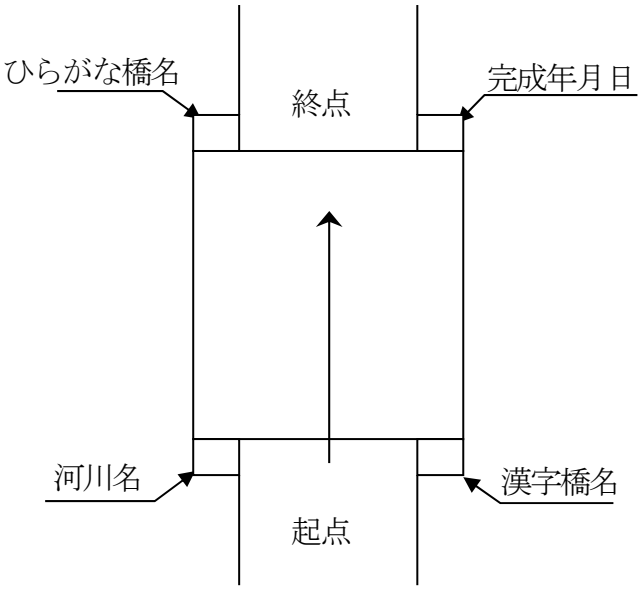 注）河川名の箇所は河川名または跨橋、跨線名とする。

【第１０編　道路編　第６章　トンネル（NATM）　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-6-2-1 適用とすべき諸基準		追加		受注者は、トンネル（NATM）の施工にあたっては、「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン　（令和３年１２月２１日付国官技２４２号国土交通省技術調査課）」によるものとする。

【第１０編　道路編　第１４章　道路維持　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-14-17-3 橋梁塗装工			追加	受注者は、工事着手前に既設塗装について、鉛等有害物が含まれていないか試験を行い、試験結果を監督職員に提出すること。 なお、試験の結果、既設塗装に鉛等有害物を含有する塗料が含まれている場合は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、適切に塗装の除去作業を行うこと。 また、塗装の除去作業に伴い発生した塗膜は、廃棄物処理法等関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
10-14-22-2 道路除草工	2	飛散防止	追-1	受注者は、周辺の作業員の安全を確保するために必要な防護具等による安全対策を実施することとする。
			追-2	受注者は、肩掛け式草刈機等で行う除草作業で、飛び石により一般交通に対して影響を及ぼす恐れのある箇所（中央分離帯、路肩及び法面等）での作業の場合は、飛散防止ネットに加え、刈払機用安定板または、上下刃逆回転ハサミ刈り方式の刈払機等（注）を使用すること。ただし、施工条件・現場条件等により、これにより難い場合は監督職員と協議すること。 注：「等」とは、飛び石防止対策として、同等の効果または、性能と判断されるもの。

【第１０編　道路編　第１５章　雪寒　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-15-3-1 一般事項			追加	除雪、道路巡視等において異常な降雪等と判断される場合、受注者は監督職員に時刻を問わず速やかに報告すること。

【第１０編　道路編　第１６章　道路修繕　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
10-16-22-4 落橋防止装置工	5		追加	受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
	6		追加	受注者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、超音波探傷器を用いて全数測定を行うこととする。なお、測定方法は別添「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）」（平成１５年１１月）に基づき超音波探傷器に精通した専門機関が実施するものとし、その規格値は、－２０mm 及び－１D（アンカー径）のいずれか小さい値とする。
	7		追加	受注者が作成する施工管理資料については、以下の要領で作成するものとし、監督職員からの請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ①出来形管理図（削孔長、定着長）を全数作成する。 ②使用材料写真（長さ、径、本数）を全数撮影する。 使用材料写真は長さ、径、本数が分かるようにまとめて撮影し、写真枚数を軽減する。 ③出来形管理写真（削孔長、定着長）を全数撮影する。監督職員による段階確認を実施した箇所は、確認状況写真を撮影する。 ④施工状況写真（削孔位置、突出長さ）を全数撮影する（提出頻度は代表箇所１枚）。
	8		追加	受注者は、アンカーボルト挿入時及び定着後において、段階確認を受けなければならない。臨場による場合、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。
	9		追加	受注者は、検査職員が当該技術検査を臨場とする場合において、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。
追加 既設鉄筋コンクリート構造物の削孔作業について				受注者は、既設鉄筋コンクリート構造物の削孔作業にあたっては、以下を実施すること。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議することとする。 ①事前調査 受注者は、設計図書により既設構造物の配筋状況を確認しなければならない。また、工事着手前に鉄筋探査機等により調査し、削孔範囲周辺の配筋状況を確認しなければならない。但し、設計図書において鉄筋探査等による既設構造物の配筋状況が確認されている場合はこの限りでない。 ②削孔計画図の作成 受注者は、上記①の事前調査の結果を踏まえ、削孔計画図を作成し、監督職員に提出する。 ③削孔作業の実施 受注者は、削孔計画図に基づき、削孔作業を実施することとする。 なお、施工中に鉄筋に接触するなどにより削孔計画図に修正が生じた際は監督職員に変更削孔計画図を提出する。 変更削孔計画図により構造計算を実施する。（構造計算に必要な費用については設計変更の対象とする。）

【第１０編　道路編　第１６章　道路修繕　関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
				④段階確認 受注者は、削孔作業について、段階確認を受けなければならない。 また、受注者は、段階確認時まで、削孔によるコアを保存しなければならない。段階確認の内容は以下のとおりとする ・　確認時期：削孔作業完了時 ・　確認事項：削孔計画図（変更削孔計画図）と削孔位置の照合、コアの状況、削孔長、削孔径、削孔の間隔、孔内状況 ・　確認数量：全数 ⑤鉄筋損傷を防ぐ削孔機の使用 受注者は、鉄筋損傷を防ぐ削孔機を使用する場合は、監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

別紙　1

現道工事における保安施設配置図(案)

2車線－固定(終日)－片側交互通行	終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事（または、日々交通解放を行わない工事）：防災工事等	別図1

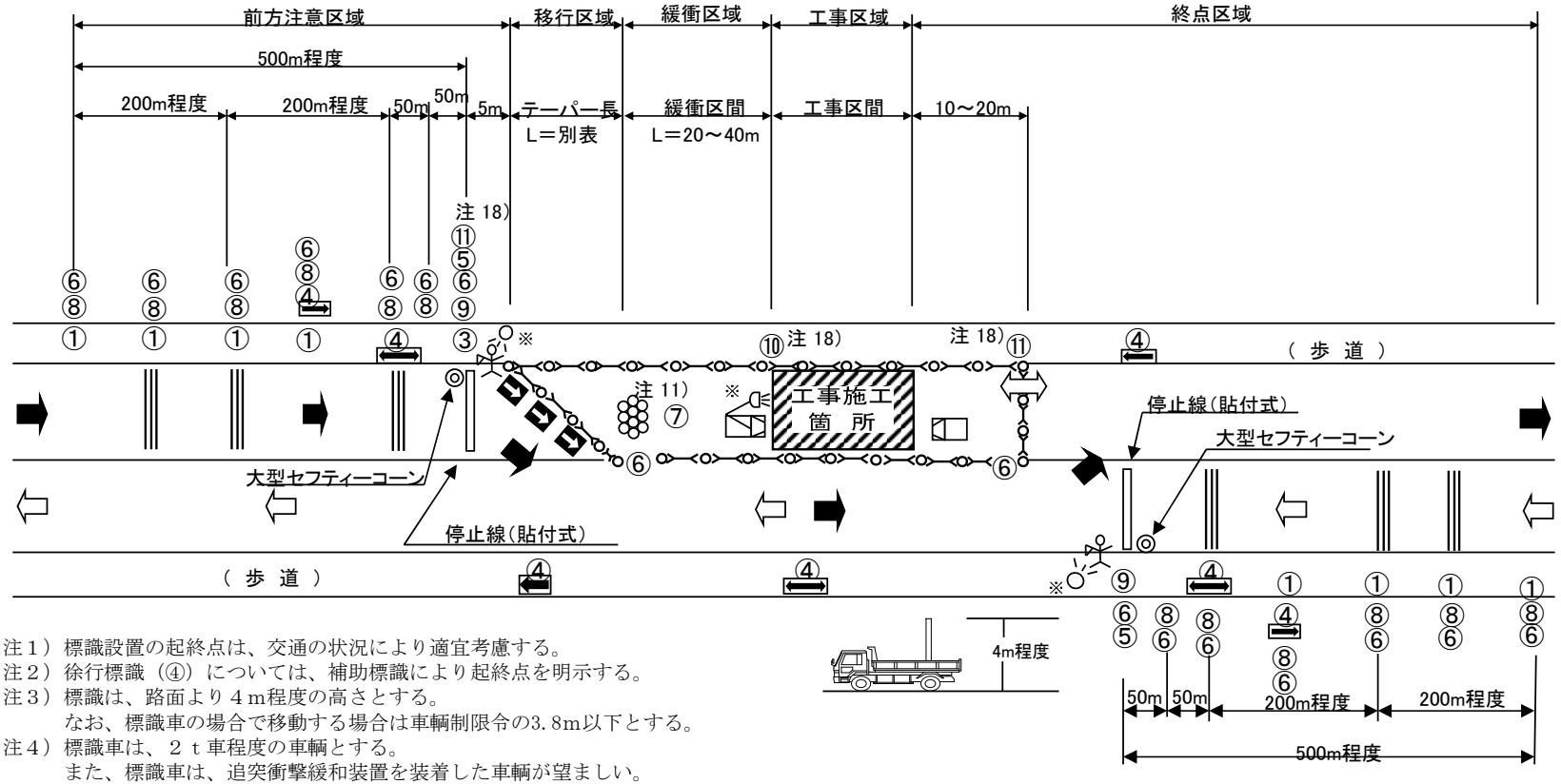

凡	例
	工事用車輌出入口
	照　　明
	交通誘導警備員等
	照　明　車
	作　業　車
	セーフティーコーン
	矢　印　板
	体　感　マ　ッ　ト
	クッションドラム
	コーンバー又はバリケード
	照　明　灯
	補　助　標　識（始まり・区間内・終り）

注１）標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
注２）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注３）標識は、路面より４ｍ程度の高さとする。
　　なお、標識車の場合で移動する場合は車輌制限令の3.8m以下とする。
注４）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。
　　また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注５）交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型（50cm角以上）のものを使用する。
　　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注６）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注７）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注８）交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
注９）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
　　ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
注10）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。
注11）クッションドラムは、10個程度を１組として配置する。
　　（日々交通開放する場合は、標識車とする。）
注12）体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
注13）※印は夜間作業のみ。
注14）夜間は、保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注15）作業中においては、工事用車輌出入口部のコーンバー・バリケードを省略しても良い。
注16）停止線は、視認しやすく幅広（30～ 45cm）のものを使用すること。
注17）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注18）⑩⑪の看板設置方法は別添－２のとおりとする。

2車線－移動－日々移動片側交互通行	当日の規制予定区間内で規制箇所が移動する工事:舗装修繕工事等	別図2

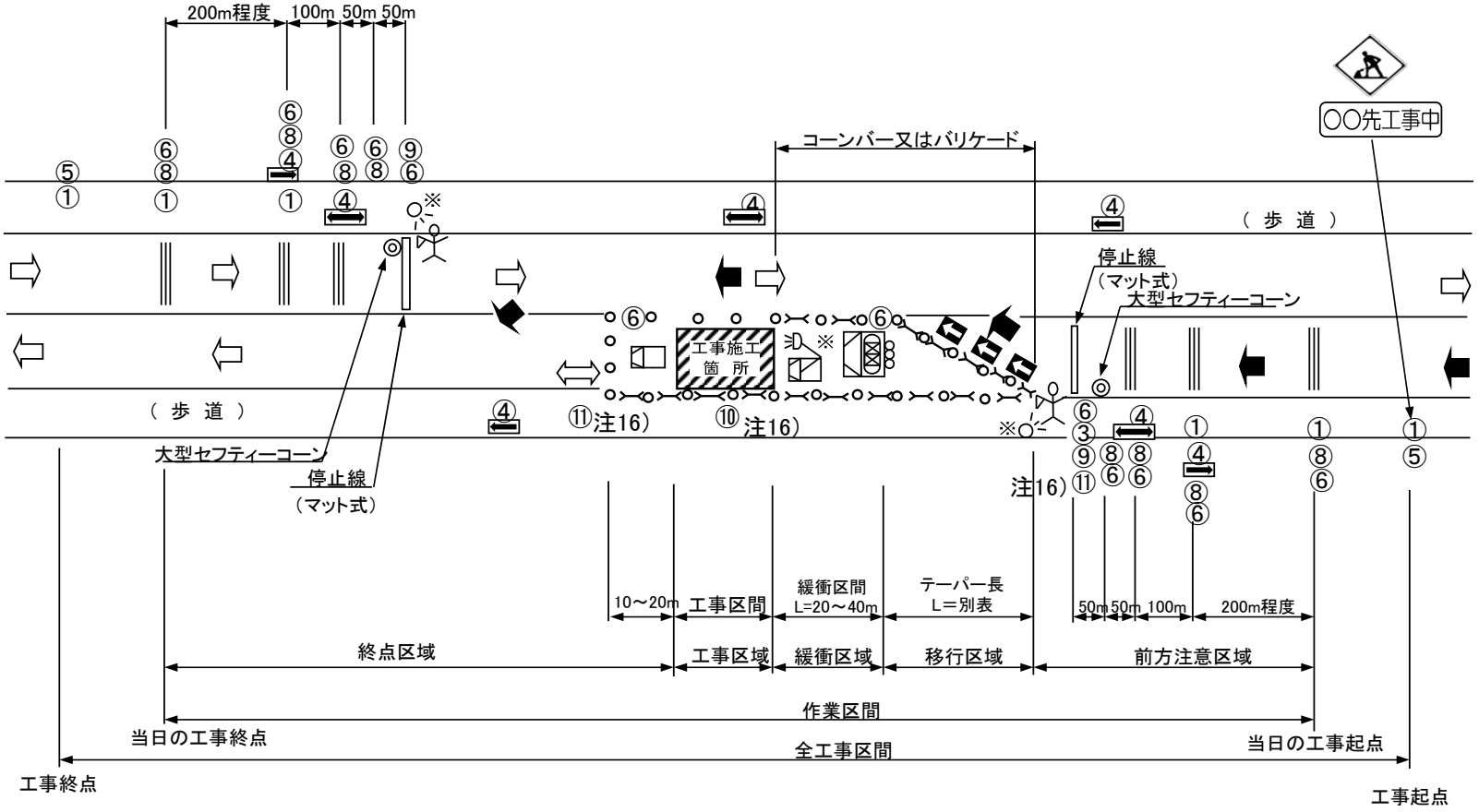

凡例	
	工事用車輌出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	コーンバー又はバリケード
	体感マット
	照明灯
	補助標識（始まり・区間内・終り）

注１）舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板（①⑤）を設置する。

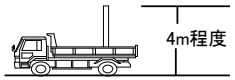

注２）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。

注３）標識車の標識は、路面より４ｍ程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輌制限令の制限3.8m以下とする。

注４）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。

注５）交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型（50ｍ角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）

注６）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。

注７）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。

注８）交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。

注９）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。

注10）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。

注11）体感マットの設置は、状況に応じて適宜考慮する。

注12）※印は夜間作業のみ。

注13）夜間は、保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。

注14）停止線は、視認しやすく幅広（30～ 45㎝）のものを使用すること。

注15）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

注16）⑩⑪の看板設置方法は別添－２のとおりとする。

2車線－移動－短時間移動片側交互通行	短時間で規制箇所を移動する工事：維持工事（目地シール・パッチング等） 標識工事、植樹管理（剪定・施肥等） 区画線工事等	別図3

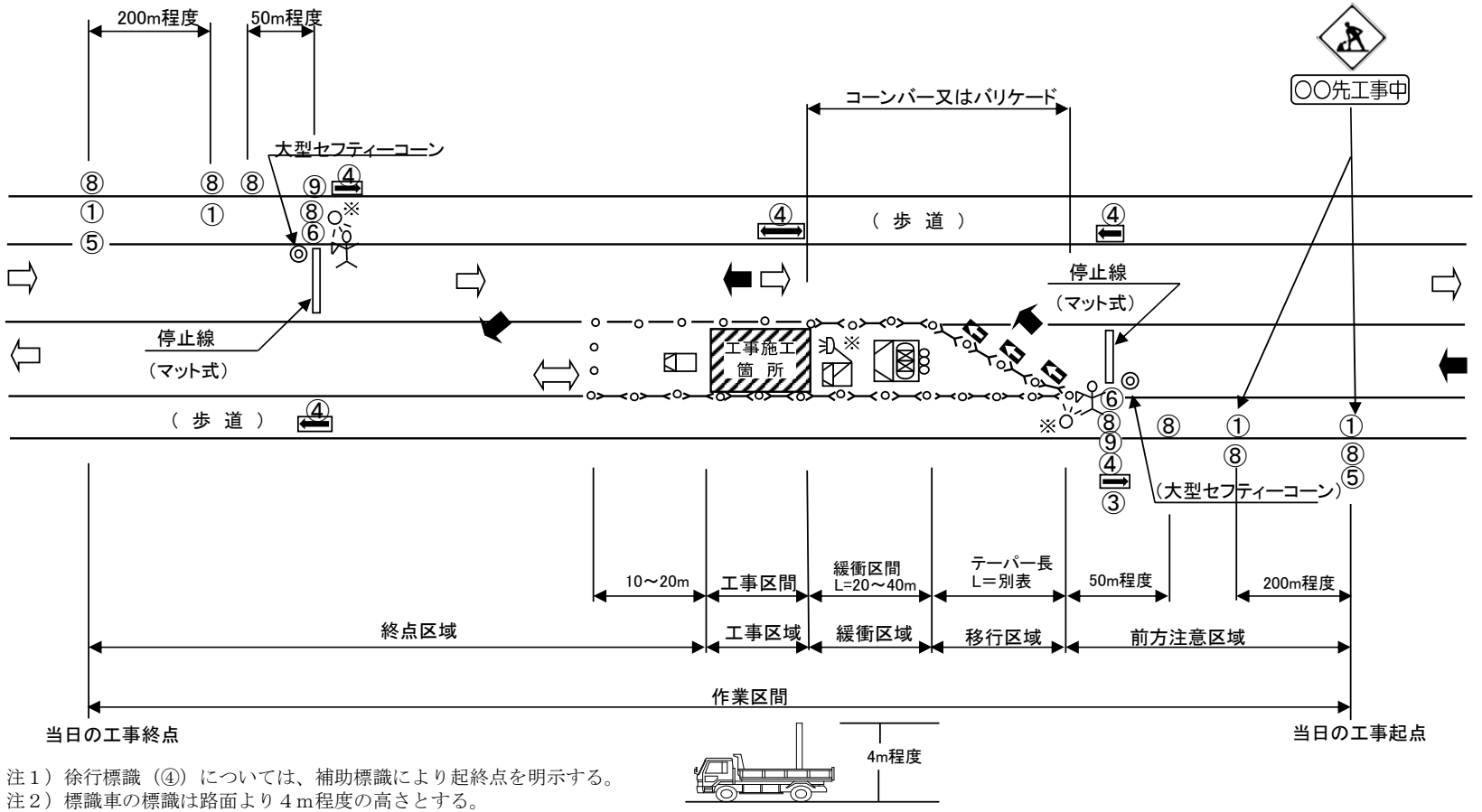

凡	例
	工事用車輌出入口
	照　　明
	交通誘導警備員等
	照　　明　　車
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作　　業　　車
	セーフティーコーン
	矢　　印　　板
	コーンバー又はバリケード
	照　　明　　灯
	補　助　標　識（始まり・区間内・終り）

注１）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注２）標識車の標識は路面より４ｍ程度の高さとする。
　　なお、移動する場合は車輌制限令の制限3.8m以下とする。
注３）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注４）交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型（50㎝角以上）のものを使用する。
　　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注５）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注６）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注７）交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
注８）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
注９）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。
注10）※印は夜間作業のみ。
注11）夜間は保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注12）停止線は、視認しやすく幅広（30～ 45㎝）のものを使用すること。
注13）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

2車線－移動－極・短時間移動片側交互通行	極・短時間で規制箇所を移動する作業：工事標識及びバリケード等の設置・撤去　等	別図4

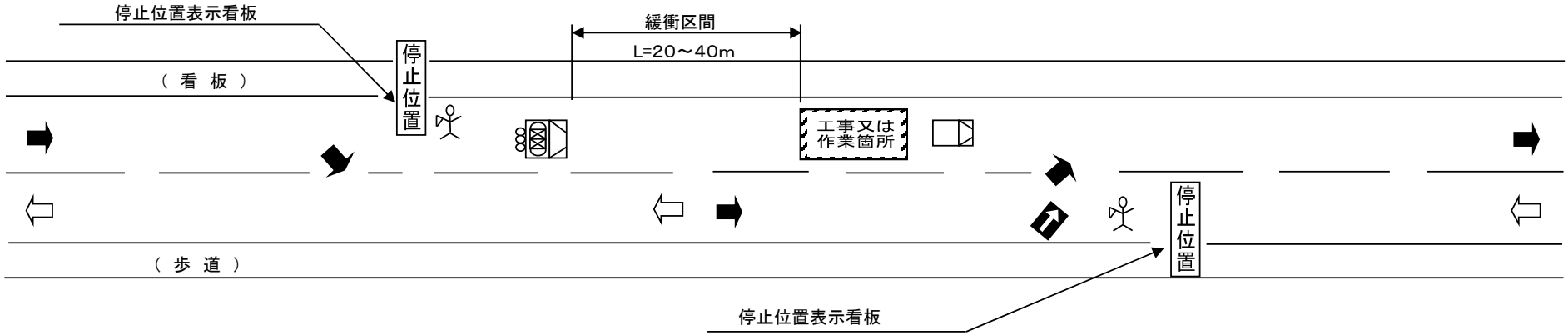

注１）標識車の標識は、路面より４ｍ程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。
　　なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
注２）標識車は２ｔ車程度の車両とする。
　　また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。
注３）交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型（50㎝角以上）のものを使用する。
　　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
　　また、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注４）緩衝区間長は、原則として20～ 40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。
注５）警戒標識（213）を設置する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最初に設置する。
　　また、撤去する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。

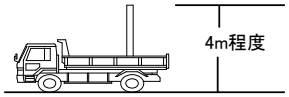



	交通誘導警備員等
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作　業　車
停止位置	停止位置表示看板（持ち運び可能なタイプ）
	矢　印　板

2車線－移動－移動作業	常に移動しながらの工事：植樹管理(灌水)、路面清掃、GR清掃、除雪作業、区画線工事等	別図5

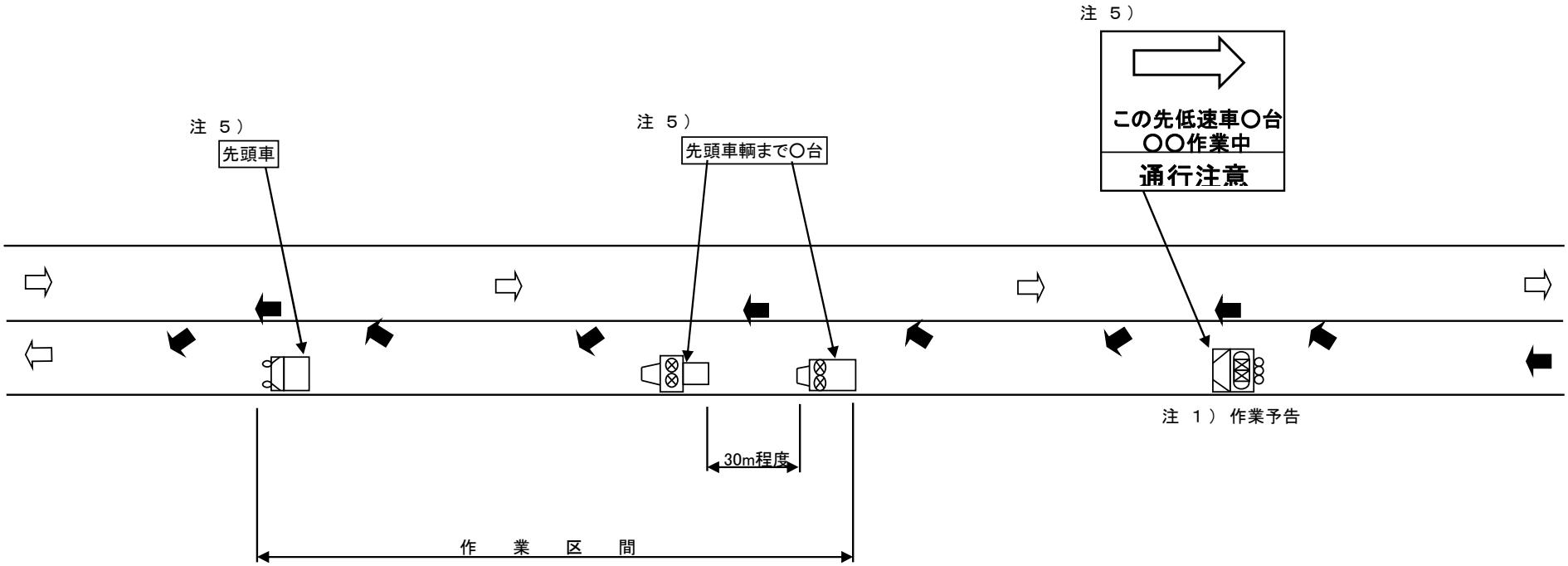

注１）作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。
注２）標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輌通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輌制限令の制限3.8m以下とする。
注３）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注４）各作業用車輌には、回転灯（黄色）及び作業中表示を設置する。
注５）各車輌に台数表示を行う。
注６）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

凡 例	
	散 水 車
	清 掃 車
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作 業 車

4車線以上－固定－車線変更	終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または日々交通解放を行わない工事):防災工事等	別図6

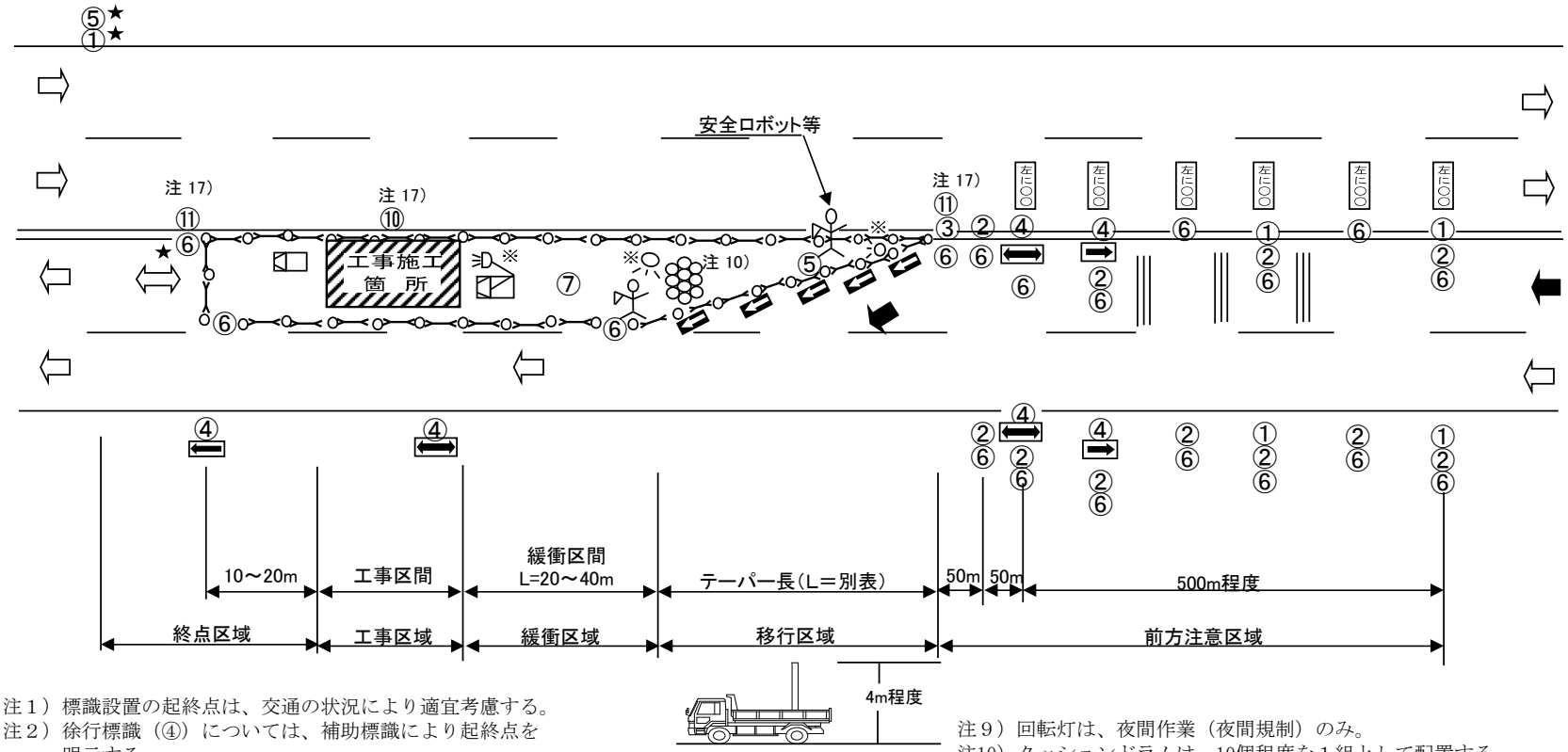

凡例	
	工事用車輌出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	体感マット
	クッションドラム
	コーンバー又はバリケード
	照明灯
	補助標識(始まり・区間内・終り)

注１）標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
注２）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注３）標識は、路面より４ｍ程度の高さとする。
なお、標識車の場合で移動する場合は車輌制限令の3.8m以下とする。
注４）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注５）交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50㎝角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注６）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注７）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注８）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
注９）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。
注10）クッションドラムは、10個程度を１組として配置する。
（日々交通開放する場合は、標識車とする。）
注11）体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
注12）※印は夜間作業のみ。
注13）★印は中央分離帯のない場合のみ。
注14）夜間は、保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注15）作業中においては、工事用車両出入口部のコーンバー・バリケードを省略しても良い。
注16）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注17）⑩⑪の看板設置方法については別添－２のとおりとする。
注18）安全ロボット等とは、交通誘導警備員（補助者含む）とすることができる。

4車線以上－移動－日々移動車線変更	当日の規制予定区間内で規制箇所が移動する工事:舗装修繕工事等	別図7

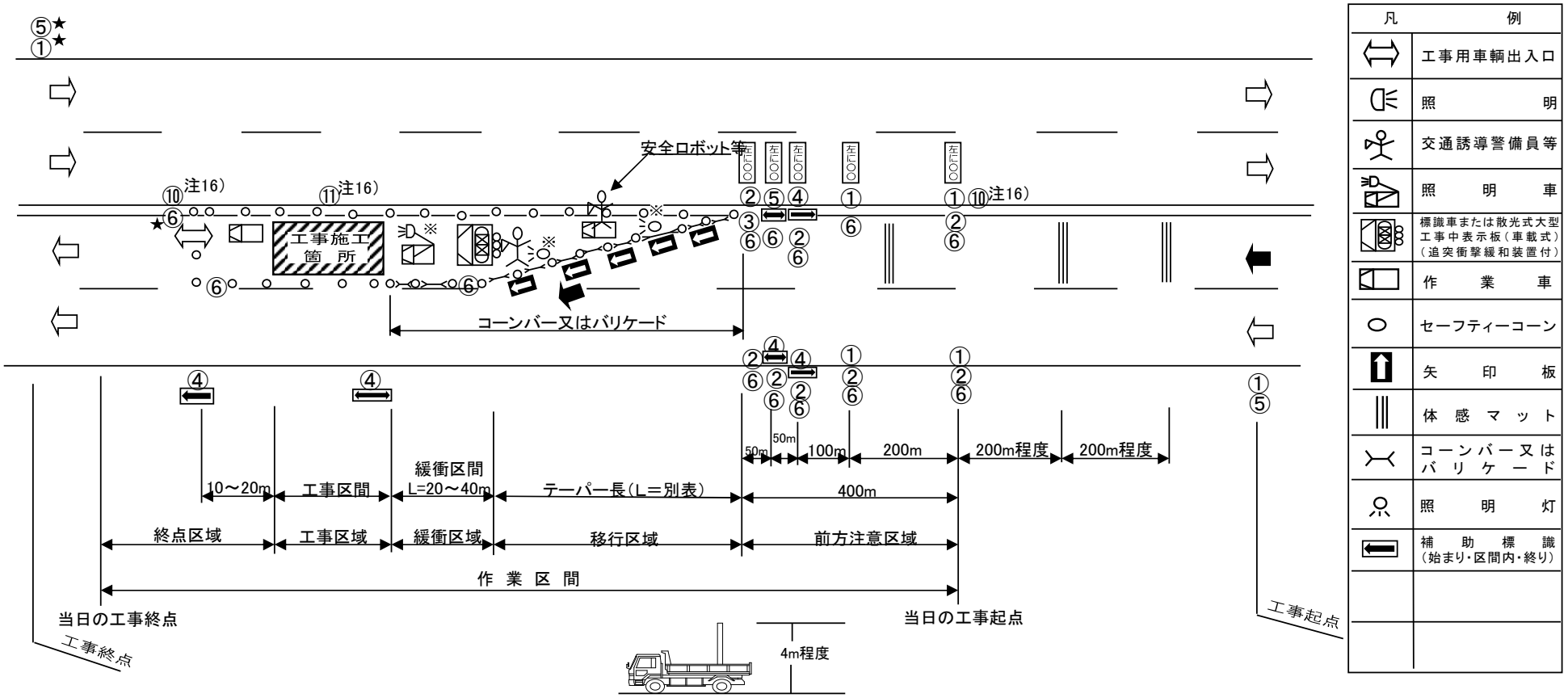

注１）舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板（①⑤）を設置する。
注２）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注３）標識車の標識は、路面より４ｍ程度の高さとする。
　　なお、移動する場合は車輌制限令の3.8m以下とする。
注４）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。
　　また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注５）交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50cm角以上）のものを使用する。
　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注６）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注７）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注８）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
　　ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
注９）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。
注10）体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
注11）※印は夜間作業のみ。
注12）★印は中央分離帯のない場合のみ。
注13）夜間は、保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注14）中央帯側のセーフティーコーン・保安灯は分離帯のない場合に設置する。
注15）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注16）⑩⑪の看板設置方法については別添－２のとおりとする。
注17）安全ロボット等とは、交通誘導警備員（補助者含む）とすることができる。

4車線以上－移動－短時間移動車線変更	短時間で規制箇所を移動する工事：維持工事(目地シール・パッチング等)、標識工事、植樹管理(剪定・施肥等)、区画線工事等	別図8

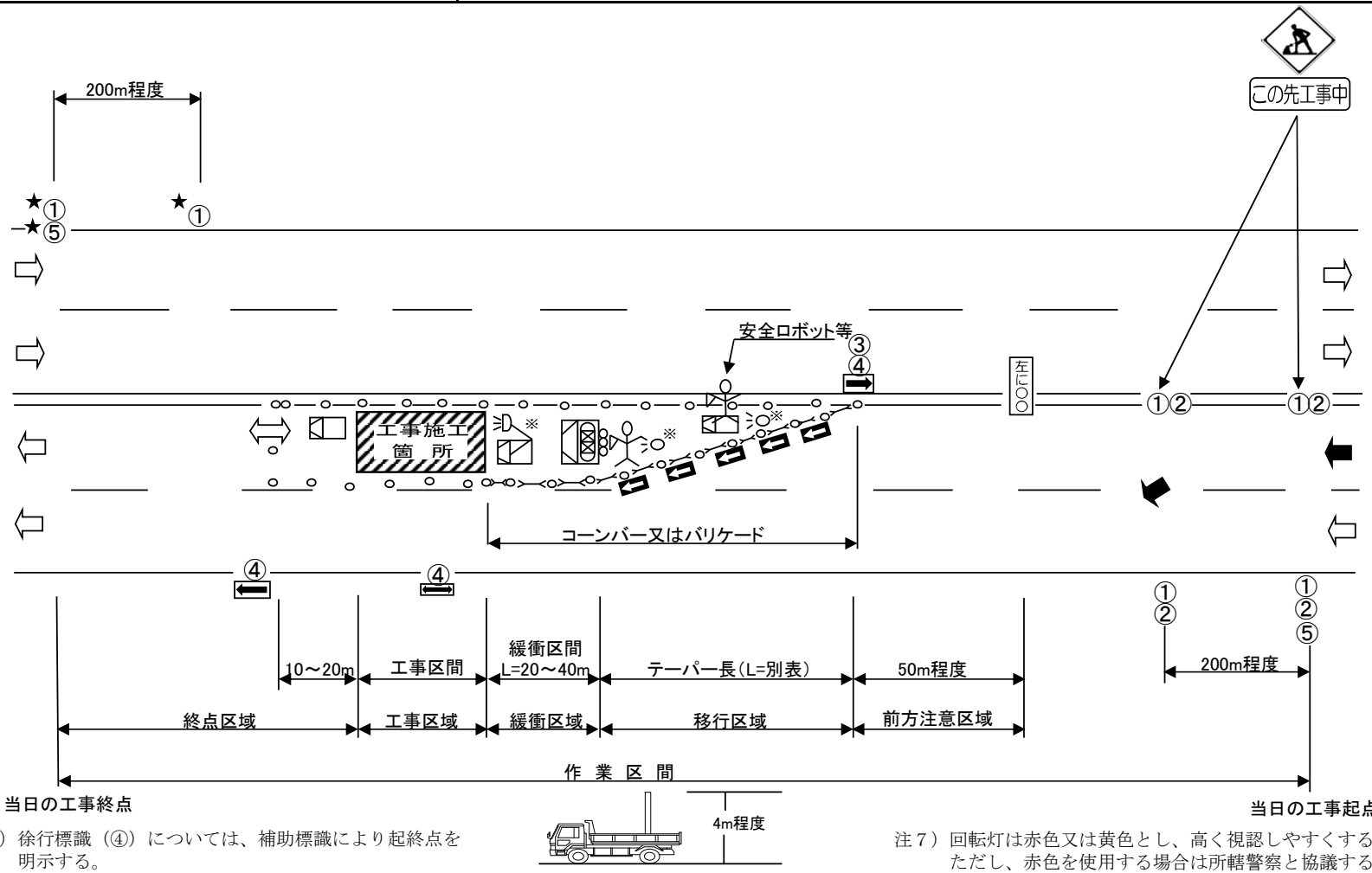

凡例	
	工事用車輌出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	標識車または散光式大型工事中表示板(車載式)(追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	コーンバー又はバリケード
	照明灯
	補助標識(始まり・区間内・終り)

注１）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注２）標識車の標識は、路面より４ｍ程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輌制限令の3.8m以下とする。
注３）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注４）交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50㎝角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注５）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注６）夜間は交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注７）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。
注８）回転灯は夜間作業（夜間規制）のみ。
注９）※印は夜間作業のみ。
注10）★印は中央分離帯のない場合のみ。
注11）夜間は保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注12）中央帯側のセーフティーコーン・保安灯は分離帯のない場合に設置する。
注13）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注14）安全ロボット等とは、交通誘導警備員（補助者含む）とすることができる。

4車線以上－移動－極・短時間移動車線変更	極・短時間で規制箇所を移動する作業：工事標識及びバリケード等の設置・撤去	別図9

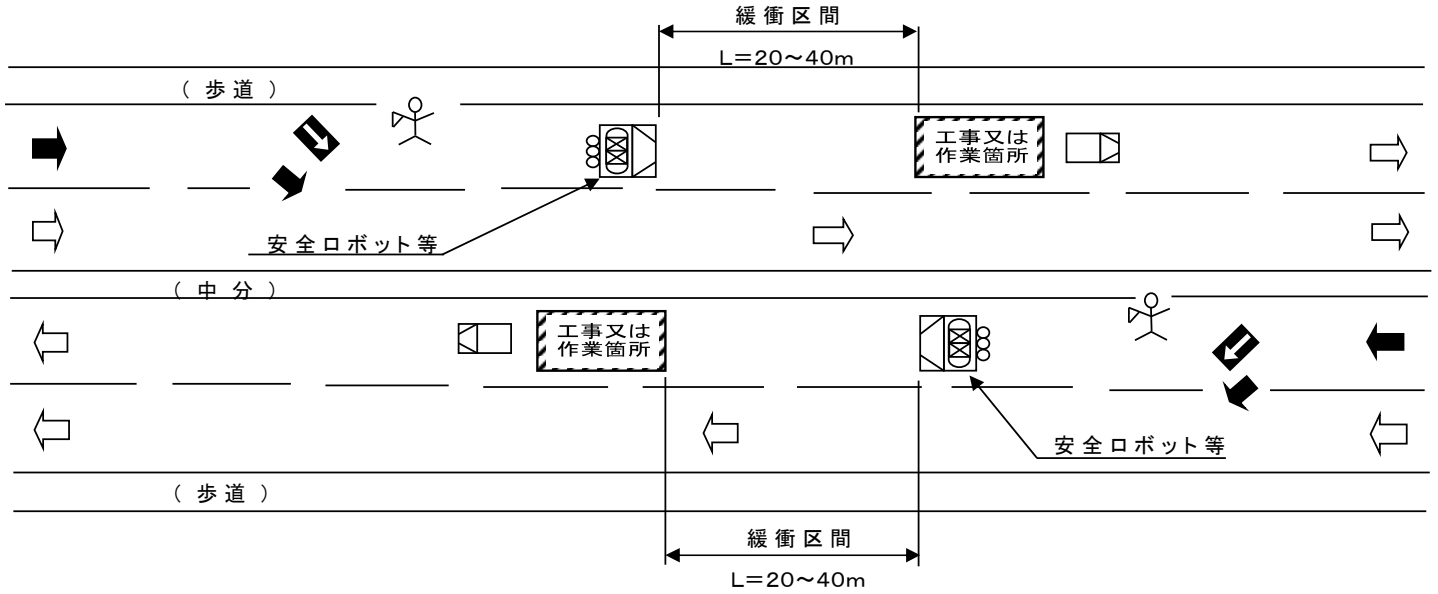

凡　例	
	交通誘導警備員等
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作　業　車
	矢　印　板

注１）標識車の標識は、路面より４ｍ程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。
　　なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
注２）標識車は２ｔ車程度の車輌とする。
　　また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。
注３）交通誘導警備員等は、通行車両の飛び込み時等において安全が確保できないと
　　思われる場合は配置しない。
　　交通誘導警備員等を配置しない場合は、安全ロボット（車載式）を設置する。
注４）交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50㎝角以上）のものを使用する。
　　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
　　また、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注５）緩衝区間長は、原則として20～ 40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。
注６）警戒標識（213）を設置する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最初に設置する。
　　また、撤去する場合は、工事（又は作業）箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。
注７）安全ロボット等とは、交通誘導警備員（補助者含む）とすることができる。

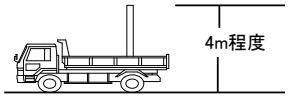



4車線以上－移動－移動作業	常に移動しながらの工事：植樹管理(灌水)、路面清掃、GR清掃、除雪作業、区画線工事等	別図10

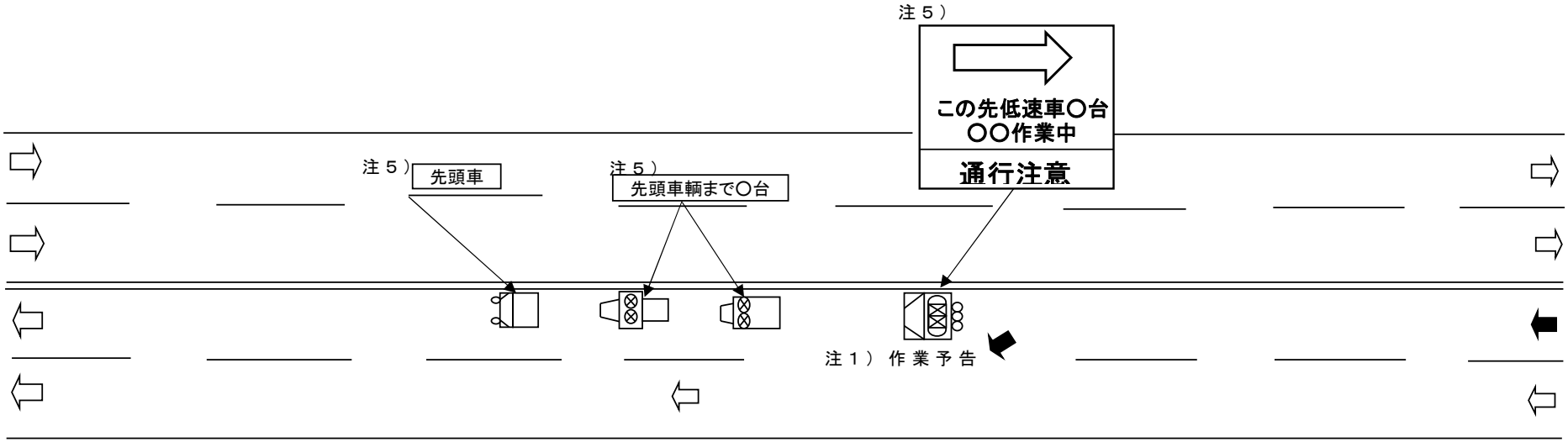

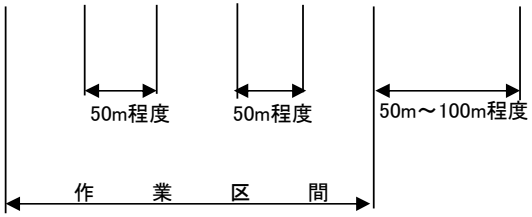

凡例	
	散水車
	清掃車
	標識車または散光式大型工事中表示板（車載式）（追突衝撃緩和装置付）
	作業車

注１）作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。
注２）標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輌通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輌制限令の制限3.8m以上とする。
注３）標識車は、２ｔ車程度の車輌とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輌が望ましい。
注４）各作業用車輌には、回転灯（黄色）及び作業中表示を設置する。
注５）各車輌に台数表示を行う。
注６）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

路肩規制		別図11

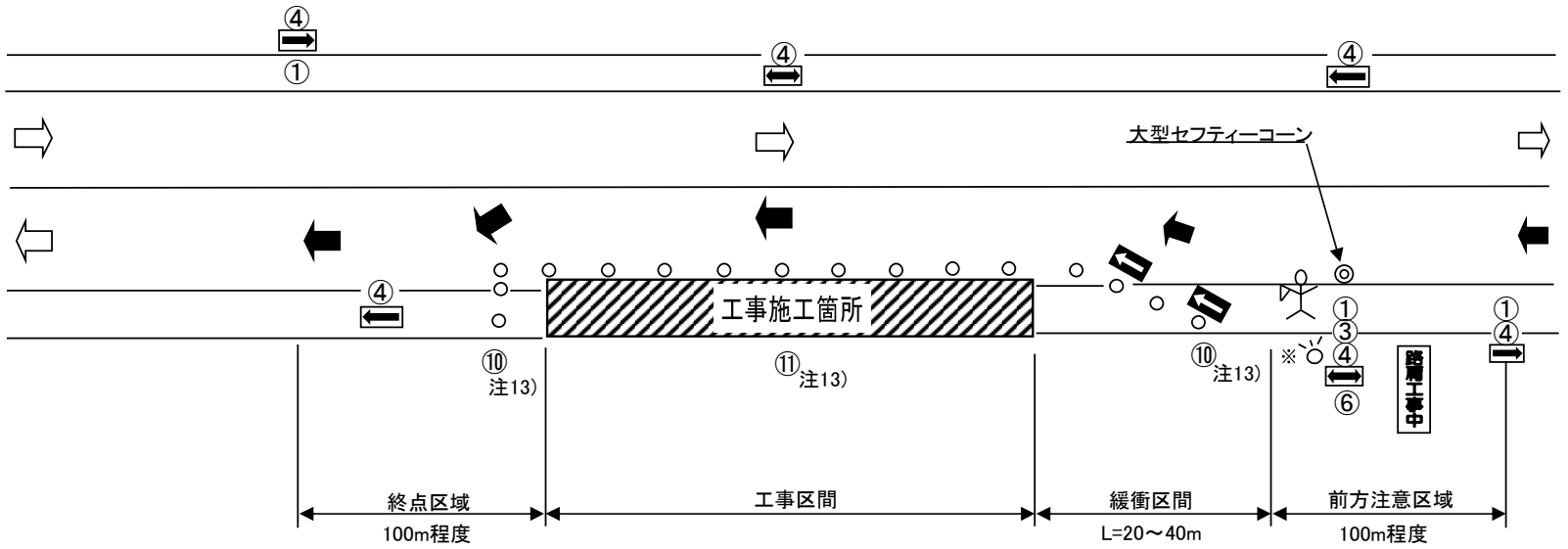

凡	例
	交通誘導警備員等
	セーフティーコーン
	矢　印　板
	コーンバー又はバリケード
	照　明　灯
	補　助　標　識（始まり・区間内・終り）

注１）路肩幅員が狭小で対面通行が確保できない場合は、片側交互通行規制とする。
注２）路肩幅員が広く本線交通への影響が少ないと考えられる場合には、標識車を用いた規制方法も可。
注３）規制が短時間の場合は、バリケード（コーンバー）に替えて、セーフティーコーンのみでも可。
注４）交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50m角以上）のものを使用する。
　　（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
注５）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注６）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注７）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。
注８）回転灯は夜間作業（夜間規制）のみ。
注９）※印は夜間作業のみ。
注10）夜間は保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
注11）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
注12）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注13）⑩⑪の看板設置方法については別添－２のとおりとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等についてはこの限りではない。

記　号	①	②	③	④	⑤	⑥
名　称	標示板(工事予告)	警戒標識	規制標識(311－F)	規制標識	工事表示板	回転灯
様式および標準寸法 (単位㎜)	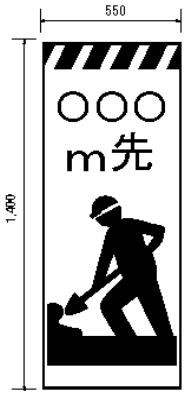	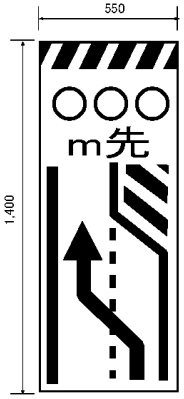	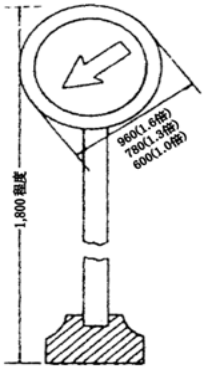	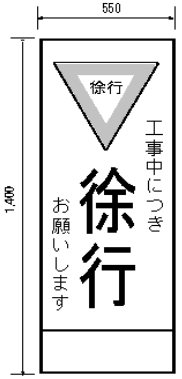		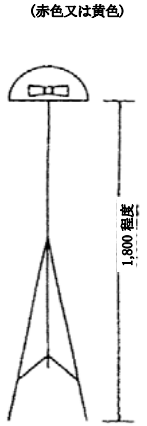

記　号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
名　称	散光式大型工事標示板	片側通行予告標示板	停止位置標示板	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法 (単位㎜)	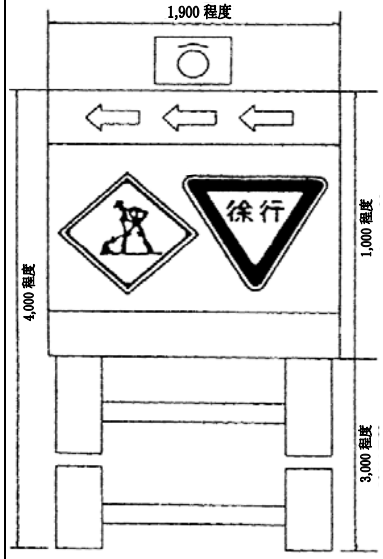	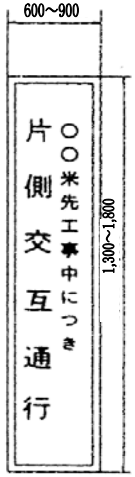	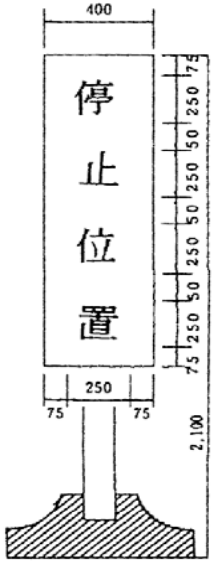		

現道の保安施設様式図
（標識類は高輝度タイプを使用する）

②について
　実際の規制に合わせた図とする。
⑤⑩⑪について
　色彩は、「ご協力をおねがいします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
　工事内容の表示については、別添－3「工事看板表示例」を参照のこと。

（別　表）

－すりつけ長の標準値と最低基準値（1車線あたり）－

<table>
<tr><td rowspan="2">規制速度
(km/h)</td><td colspan="3" rowspan="2">概　略　の
道　路　区　分</td><td colspan="2">標準値 (m)</td><td colspan="2">最低基準値 (m)</td></tr>
<tr><td>地 方 部</td><td>都 市 部</td><td>地 方 部</td><td>都 市 部</td></tr>
<tr><td>80</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">国

道</td><td>150</td><td>120</td><td>75</td><td>60</td></tr>
<tr><td>60</td><td rowspan="3">都道府県道</td><td>120</td><td>90</td><td>60</td><td>45</td></tr>
<tr><td>50</td><td rowspan="4">市
町
村
道</td><td>90</td><td>75</td><td>45</td><td>35</td></tr>
<tr><td>40</td><td>75</td><td>60</td><td>35</td><td>30</td></tr>
<tr><td>30</td><td rowspan="2"></td><td>60</td><td>45</td><td>30</td><td>20</td></tr>
<tr><td>20</td><td>45</td><td>30</td><td>20</td><td>15</td></tr>
<tr><td colspan="4">※片面交互通行の場合</td><td>30</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td></tr>
</table>

注1）　すりつけ長は、車線規制に伴う通行車両の円滑な車線移行（ステアリング、加減速等）及び前方不注意等による突入車の減速停止区間としての役割を持っており、なるべく長くとることが望ましい。

注2）　すりつけ長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ率」に準拠し、1車線幅員3mで計算、5mきざみで数値を丸めたもので、1車線あたりのすりつけ長を示す。従って、2車線をすりつける場合はこの2倍の値となる。

注3）　すりつけ長は、原則的には標準値とするが、地形、交通量、規制区間前後の交差点位置、その他の状況により、これによりがたい場合は、最低基準値まで縮小できるものとする。

なお、積雪寒冷地で路面が凍結する恐れがある場合は、極力、基準値を採用することが望ましい。

注4）　表中の規制速度は、当該道路に対して交安委員会が指定する最高速度とするが、これによりがたい場合は、道路交通等の実状を勘案し設定するものとする。

特に、国道で規制速度が50km/h以下の場合は十分な配慮をするものとする。

注5）　片側交互通行の場合は、速度に関係なく表中の数値まで縮小することができるものとする。

別添－１

工事予告板　（補助）



※平成9年12月4日付(建中道管第101号)道路部長通達「道路管理者工事及び占用等工事看板について」による。

＊色彩：地をオレンジ色、文字を黒色の２色を標準とする。
＊文字サイズ：大きい文字が30cm程度、その他の文字を10～15cm程度とする。
＊設置場所:工事箇所の手前500m、1kmの位置とする。

別添－２

【⑩工事情報看板】【⑪工事説明看板】の設置方法について

図１　工事情報看板および工事説明看板の設置場所

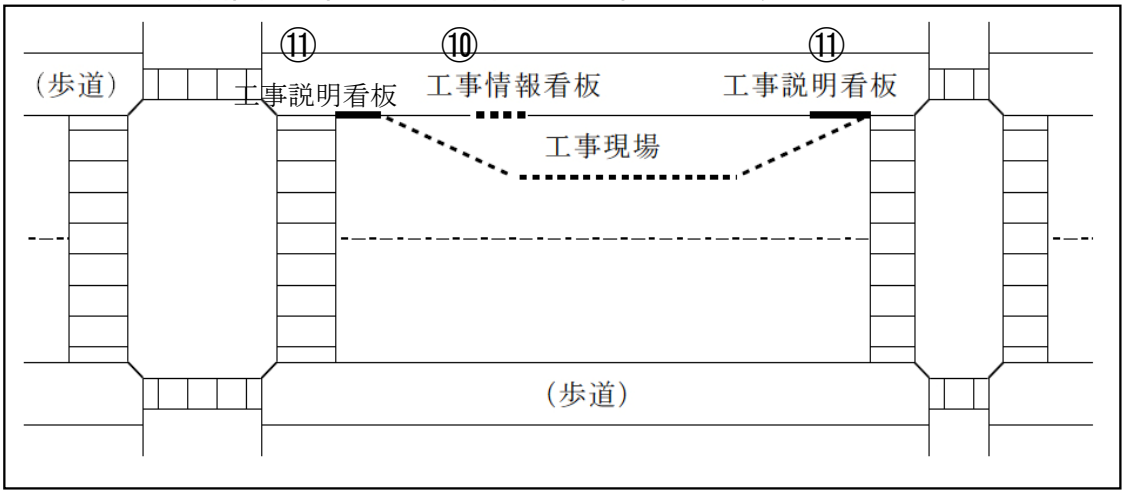

【⑩工事情報看板】

予定している道路工事に関する工事情報を提供するために、道路工事を開始する1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

【⑪工事説明看板】

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等については、この限りでない。なお、表示板の設置にあたっては、図1を参考とするものとする。

（別添－3）工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示		
		① 工事の種類 （直轄工事・占用工事）	② 工事の内容	③ 工事実施者
道路補修工事	舗装工事	舗装修繕工事	舗装をなおしています	国土交通省
	歩道工事	歩道整備工事	歩道をなおしています（設置しています）	国土交通省
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類を地中化しています	国土交通省
	植樹工事	植樹工事	植樹の管理をしています	国土交通省
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています	国土交通省
	塗装塗替工事	塗装塗替工事	歩道橋の塗替を行っています	国土交通省
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	照明灯をなおしています	国土交通省
	道路維持工事	維持工事	維持補修を行っています	国土交通省
電力	供給関連工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	支障移設工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	埋設物調査工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	緊急工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	機材搬出入工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	点検・補修工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	無電柱工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
	舗装復旧工事	電気工事	電気工事を行っています	○○電力
ＮＴＴ等	供給関連工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	支障移設工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	通信ｹｰﾌﾞﾙ関連工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	埋設物調査工事	電気工事	電気工事を行っています	NTT○日本
	緊急工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	機材搬出入工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	点検・補修工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	無電柱工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	舗装復旧工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
	公衆電話BOX工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT○日本
ガス等	供給関連工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	支障移設工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	埋設物調査工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	緊急工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	点検・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス工事を行っています	○○ガス

（別添－3）工事看板表示例

区分	主な工種	看板表示		
		① 工事の種類 （直轄工事・占用工事）	② 工事の内容	③ 工事実施者
水道等	供給関連工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	修繕・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	配水管工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	支障移設工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	埋設物調査工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	緊急工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	点検・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
	舗装復旧工事	水道工事	水道工事を行っています	○○○水道局
下水道等	新設(増設・取替・撤去)工事関連	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	支障移設工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	埋設物調査工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	緊急工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	点検・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道工事を行っています	○○○下水道局

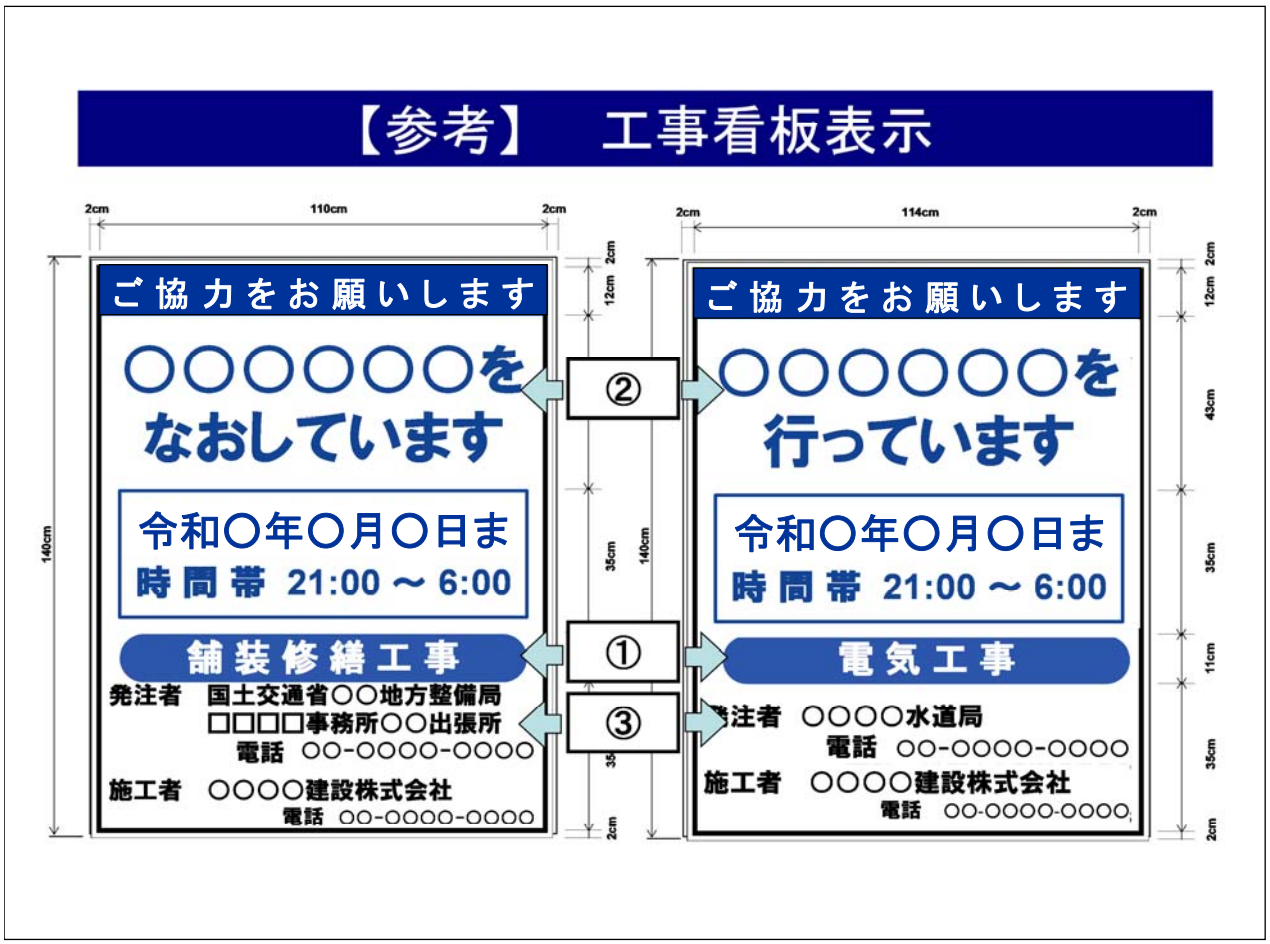

【出来形管理基準及び規格値】

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				小段排水工（ＫＨ－１－１）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	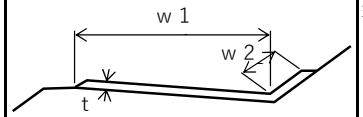	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
							幅	w 1 w 2	－３０			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				縦排水工（ＴＨ－１－１）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	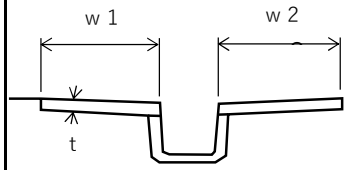	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
							幅	w 1 w 2	－３０			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				張コンクリート工	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	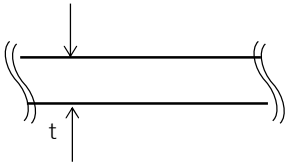	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				小段排水工（ＫＨ－１－２）	厚さ	t	－２０	施工延長４０ｍにつき１箇所、施工延長４０ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	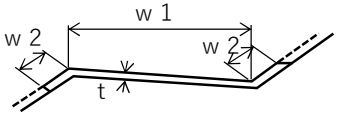	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
							幅	w 1 w 2	－３０			

【出来形管理基準及び規格値】

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		追加	区画線工 （溶融式ｶﾗｰ塗装）	厚　さ　t	設計値以上 (1.5㎜以上)	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定	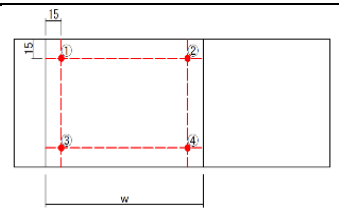	3-2-3-9区画線工に準拠
							幅　　W	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		追加	道路付属物工 （防草ｼｰﾄ）	重ね幅(W)	設計値以上	1施工箇所1回		
							シート固定ピン本数	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			追加	土工 （遮水シート）	重ね幅	設計値以上	施工延長25m（測点間隔20mの場合は20m）につき１箇所	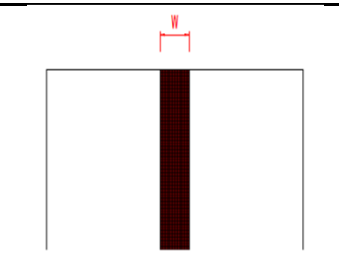	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			追加	端止工	法長 (L<3m)	-50	１施工箇所毎	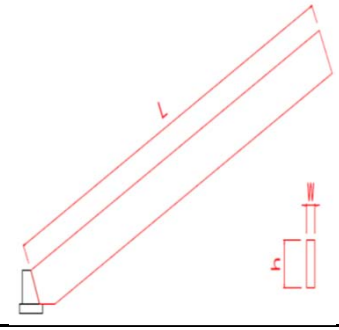	3-2-15-1場所打擁壁工に準拠
							法長 (L≧3m)	-100			
							幅	-30			
							高さ	-50			

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			追加	橋梁補修工 （ひび割れ補修工）	延長　L	設計値以上	全箇所	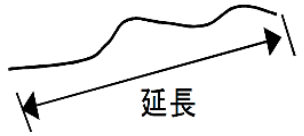	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			追加	橋梁補修工 （断面修復工）	延長　L 幅　W	設計値以上	全箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3		追加	コンクリートブロック工 （天端コンクリート）	幅ｗ	-30	施工延長40（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所	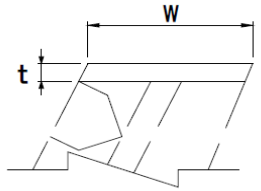	3-2-15-1場所打擁壁工に準拠
							厚さｔ	-20			
							延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6		追加	橋面防水工	コンクリート床版面の乾燥状態	良好	全面　目視確認	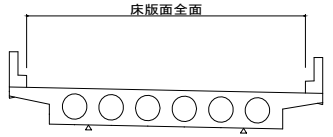	道路橋床板防水便覧」(H19.3日本道路協会)を参考
							清掃状態	良好	全面　目視確認		
							水分量(%)	10%以下	300m2を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mmとする。		
							床版防水面のはがれ	異常なし			
							シワ	異常なし			
							気泡	異常なし		10cm程度以上の気泡が生じた場合は、キリなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。	
							キズ	異常なし			
							重ね幅(W)	-20 ， +50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10		追加	透水性舗装工（ﾌｨﾙﾀｰ層）	基準高▽	±50	基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔。	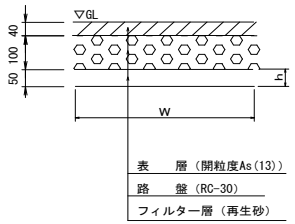	3-2-6-10-1透水性舗装工（路盤工）に準拠
							厚さ(ｔ)	-30			
							幅(W)	-100			

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5		追加	ケーブル配管工 （保護砂）	幅(W)	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所	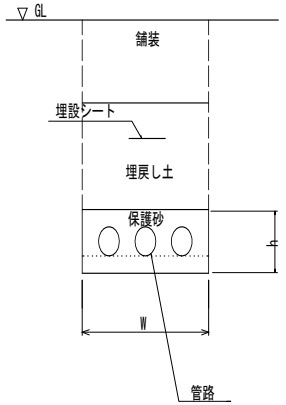	3-2-4-1一般事項(砕石基礎工)に準拠
							厚さ(h)	-30			
							延長(L)	-200			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		追加	管路工（管路部）	敷さ砂厚さt	-10	接続部間毎に1箇所。	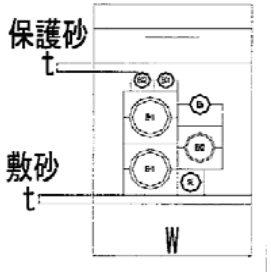	3-2-6-10-1透水性舗装工（路盤工）に準拠
							敷さ砂幅w	設計値以上			
							保護砂厚さt	-10			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		追加	プレキャストボックス工（特殊部） （沈下マンホール））	内空幅(W) 内空高さ(h)	-30 -30	1箇所毎	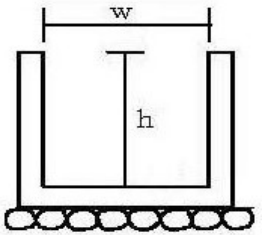	10-12-6-2ハンドホール工に準拠

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		追加	現場打ちボックス工（特殊部）	コンクリート高さ	-30	1箇所毎	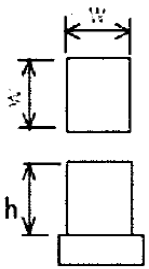	3-2-3-6小型標識工に準拠
							コンクリート幅	-30			
10 道路編	14 道路維持	22 除草工	2		追加	道路除草工	刈高（H）	10cm以下	1箇所/1km又は1000m2		土木共通仕様書　第6編 河川編、第8章 河川維持、第4節 除草工 6-8-4-2-3にに準拠

【写真管理基準】

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目		適　用
							撮影項目	撮影頻度［時期］	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				小段排水工 （ＫＨ－１－１）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に １回（埋戻し前）	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
4 土木工事共通編	3 一般施工	4 共通的工種				縦排水工 （ＴＨ－１－１）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に １回（埋戻し前）	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
5 土木工事共通編	4 一般施工	5 共通的工種				張コンクリート工	厚さ	１施工箇所に１回 （施工後）	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠

【写真管理基準】

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目		適　用
							撮影項目	撮影頻度［時期］	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種				小段排水工 （ＫＨ－１－２）	幅 厚さ	２００ｍ又は１施工箇所に １回（埋戻し前）	3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			追加	端止工	法長 幅 高さ	200m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	3-2-15-1場所打ち擁壁工に準拠
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3		追加	コンクリートブロック工 （天端コンクリート）	幅 厚さ 延長	200m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	3-2-15-1場所打ち擁壁工に準拠

【写真管理基準】

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目		適　用
							撮影項目	撮影頻度［時期］	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10		追加	透水性舗装工 （ﾌｨﾙﾀｰ層）	基準高	各層毎40ｍに１回 〔整正後〕	3-2-6-10-1透水性舗装工（路盤工）に準拠
							厚さ	各層毎200ｍに１回 〔整正後〕	
							幅	各層毎80ｍに１回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 道路付属施設工	5		追加	ケーブル配管工 （保護砂）	幅 厚さ 延長	40ｍ又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	3-2-4-1 一般事項(砕石基礎工)に準拠
3 土木工事共通編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		追加	管路工（管路部）	敷さ砂厚さ	各層毎200ｍに１回 〔整正後〕	3-2-6-10-1透水性舗装工（路盤工）に準拠
							敷さ砂幅	各層毎80ｍに１回 〔整正後〕	
							保護砂厚さ	各層毎200ｍに１回 〔整正後〕	

編	章	節	条	枝番	訂正・追加	工　種	写真管理項目		適　用
							撮影項目	撮影頻度［時期］	
3 土木工事共通編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		追加	プレキャストボックス工（特殊部）	内空高さ	100ｍ又は１施工箇所に１回〔据付後〕	10-12-6-2ハンドホール工に準拠

〔３〕現場説明補足事項

現 場 説 明 補 足 事 項

(1) 監督職員事務室

現場説明書に記載した監督職員事務室は下記程度のとおりとする。

面　　積	25 ㎡
構　　造	組立式仮設ハウス
備　　品	机、椅子、黒板、温度計、書籍、時計、エアコン消化器、湯沸器、ロッカー、応接セット

なお、面積、備品等、特記仕様書に特段の定めのある場合は、特記仕様書によるものとする。

(2) 部分払いの取り扱い

受注者は部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ当該請求書に係る工事の出来形部分又は検査済み工事材料の確認を書面により発注者に求めなければ ならない。

この場合、発注者は遅滞なく発注者の内訳書により出来形を確認し請負代金額を限度として行うものとする。

(3) 見積参考資料

「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は、「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任 において定めるものとする。